

# 地域と農業

会報

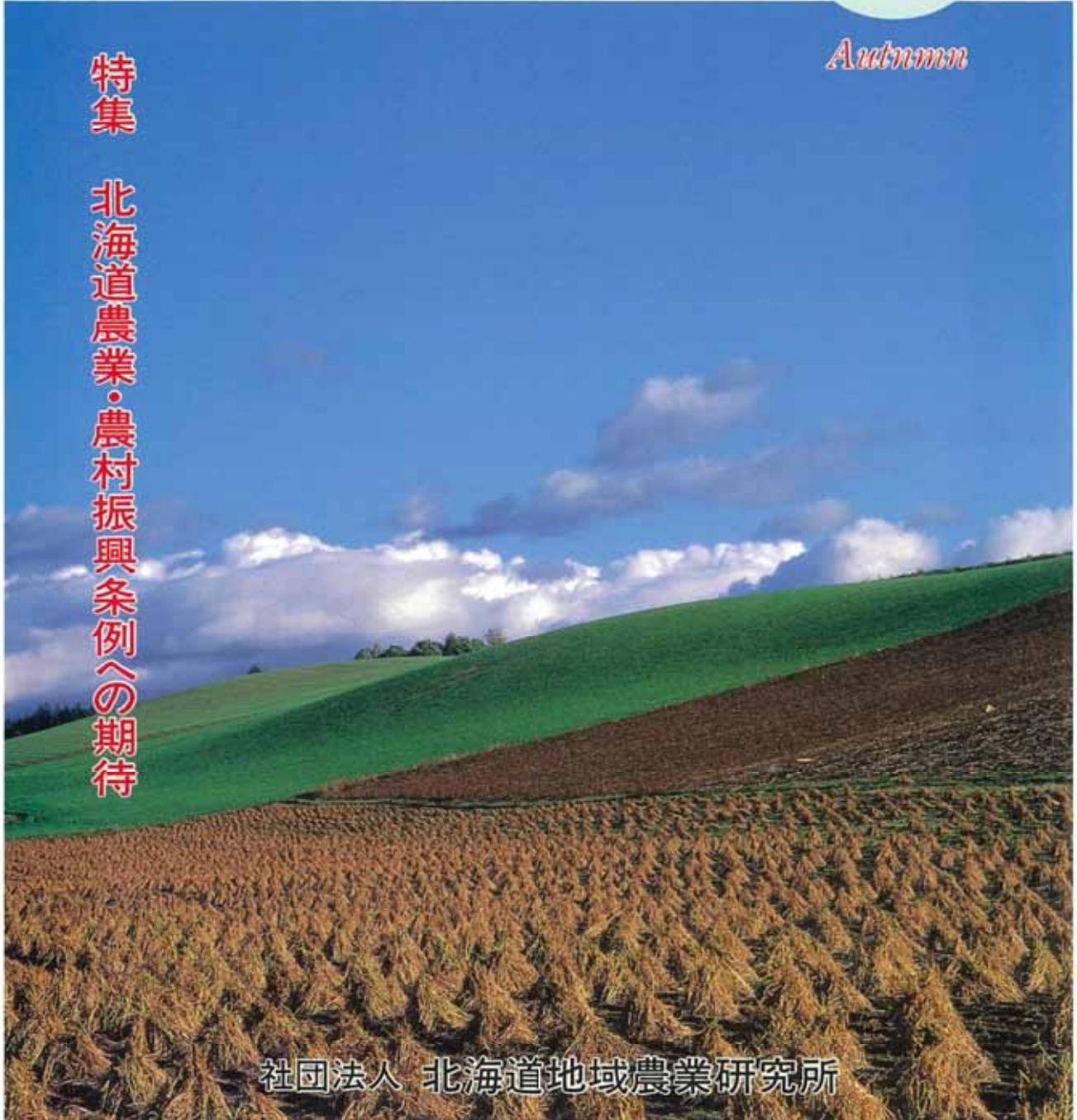
第 27 号

Oct. 1997

*Autumn*

特集  
北海道農業・農村振興条例への期待

社団法人 北海道地域農業研究所





霧多布道徳センター



函館市北方民族資料館



石狩市郷土科学館

北の大地で芽をだし20年、  
 今では大地にしっかり根をはり  
 大きく広がった幹をもつ企業へと育ちました。  
 北海道で生まれ、北海道で育った私たち、  
 これからも北海道の歴史と人と未来を見つめつづける  
 企業でありたいと考えます。

**歴史と人と未来を結んで**

おもな業務内容

博物館・資料館など展示施設の設計・施工  
 パンフレット・カタログなど印刷物の企画・制作  
 映像やコンピュータ装置による観光案内施設  
 看板・標示板などのサイン計画

**株式会社 現代ビューロー**  
 GENDAI BUREAU CO.,LTD.

〒060 札幌市中央区北2条西3丁目 札幌第1ビル7F  
 TEL 011-231-6049 FAX 011-222-6149

# 地域と農業

Vol. 27

(表紙写真)  
表紙写真:美瑛町  
撮影場所:宮澤 修一  
提供:有)フォトワークス  
フリーク



## 目次

- 
- 2 **観 察** 新しい時代に即応した農協組織のあり方  
—画期的な情報収集・提供機能の強化—  
研究所員 七戸 長生
- 
- 4 **特 集** 北海道地域農業研究所第7回通常総会記念講演  
「北海道農業・農村振興条例への期待」  
—新たな農業基本法との関連において—  
北海道大学農学部 教授 太田原 高昭
- 
- 23 **Essay** リンゴ園からうまれた本  
北海道新聞社 文化部次長 宇佐美 暢子
- 
- 26 **連載 No.13** あのマチ・このムラ地域おこし活躍中  
=広島県千代田町の事例=  
専任研究員 井上 誠 司
- 
- 30 **解 説** 北海道農業・農村振興条例の制定と  
これからの北海道農業  
北海道農政部 農政課長 麻田 信二
- 
- 37 **参 考** 北海道農業・農村振興条例
- 
- 41 **と きの 話 題** 遺伝子組み替え作物・食品と世界食糧戦略  
室蘭工業大学 教授 山田 定市
- 
- 43 掲示板
- 
- 44 DATA FILE・編集後記
-

## 新しい時代に即応した農協組織のあり方

### —画期的な情報収集・提案機能の強化—

研究所長 七戸長生

今年、JA全国大会が開かれる年であるためか、農協組織のあり方をめぐる議論が盛んに行われている。それは同時に、わが国の農業がWTO体制下の厳しい社会・経済的な環境への対応を余儀なくされていることも密接に関連していると思われる。今後は、どういう方向で、どういう活動を進めて行けば良いのか見当がつかない人々、どうやって活路を拓いたらよいか全く出口が見付からない心境の人々が多いだけに、頼みの綱の農協に何とか頑張つて欲しいという願望が、この問題に関心を集中させていると思われる。

だが、逆説的に言えば、そのように明るい展望をつかみかねて、打開の途を求めて苦慮している多くの人々の結集する組織が、他ならぬ現実の農協である。したがって、かつての行政補助的な団体組織への、安易な期待や依存を引きずって、系統組織を頼みの綱にすることは、無い物ねだりの悪循環にはまつてしまふに違いない。この意味で、組織的な手順を踏んで真剣な討議が進められることを大いに期待するものである。

ところで、こういった討議を深めていく際の手順として、協同組合としてのあるべき姿が、第一の焦点として据えられることが多い。このこと自体には異論はないが、そこに結集するのはどういう人達か、それはどこに住む人達なのか、といった点までも具体的に踏み込んで議論していかないと、抽象化された「あるべき姿」が宙をさまつことになりかねない。つまり、いつ、どこで、誰が、何を、という一連の関連性のある課題の中から、場面（いつ、どこで）と主体（誰が）が二の次にされて、もっぱら何を（目的意識と行動原理）という戦略的ポイントばかりが論議されるとしたら、今まさに二十一世紀に突入しようとしている時代状況への配慮に、重大な欠陥があると言わざるを得ないのである。

改めて指摘するまでもないが、わが国の社会・経済は高度経済成長期を経過して著しい変貌を遂げた。「貧しさからの解放」という農村の痛切な合い言葉は、今日ではもはや完全に消え失せたように感じられる。過酷な重労働が農民の肉体を惨めに変形させるほどの遅れた農作業の記憶も、機械化や省

力化の技術の普及の中で、ほとんど忘れ去られようとしている。その反面で、いわゆる近代化の掛け声にせき立てられて、農業の生産や流通の仕組みは、規格化や効率化を基本とする工業化の流れの中に組み込まれ、季節性や地域性を強く持った農産物に対する需要においても、大量生産・大量消費のパートナーに照応したニーズに、圧倒的に左右される段階に移行している。要するに、工業化と都市化の論理が農業を支配するに至っているのである。

そればかりではない、人々の行動原理も都市化の波に流されている。地震、雷、火事、オヤジ、と呼ばれるほどに權威のあつた家長制も姿を消し、核家族化どころか、個人の自立・イエの解体が急速に進んでいる。かつては地縁と血縁で強固な閉鎖性を示していた農村集落の力なりの部分が、「混住社会」へと変質し、個々の生活面でも、近所付き合いの面でも都市化の傾向が強まってきた。

これだけ激しく世の中が変化しているとしたら、もちろん好ましくない変化は早急に是正しなければならないが、協同組合としてのJAは、これに即応してどのように変わっていくかなければならないか。これが「あるべき姿」論の核心にあたるが、私としては次の三点を提起したい。まず第一にイエを単位とするあり方から脱却して、ヒトを単位として考える組織、それも地域の人々を、性別、年齢を問わずに平等に包括し得る組織へと転換していくことが必要である。女性も、若者も、老人も、こぞつて結集する組織でなければ新しい時

代に適合していけないし、元氣も出てこない。そして、このような多彩な人々の組織であるとしたら、どういう目的意識や行動原理が最大公約数となり、楽しさと活力をもたらず組織となりうるかが主題となろう。

また従来のような農業を営むイエの組織（ということには職能組合的な路線）から脱却して、上述のようなヒトの組織へと展開していくと、必然的に、その地域に根ざして多様な社会活動をやっているヒトを包括した組織へと進んでいく。わが家のムスメが加入すると共に、その友達の非農家のムスメもが加入することになって、地域協同組合への発展路線が描かれることになろう。

そして、このような新しい方向に踏み出した時に最も強く求められる機能は、上述のような社会経済変動に伴う、人々の行動原理の変化を、「情報」としてキャッチし、それを構成員にいち早く伝達することである。それは、消費者の農産物に対するニーズの面の情報にとどまるものではなくて、市場開拓や販売宣伝の戦略にとつて決め手となる情報や、どのような加工・流通のチャンネルを選択すべきかといった高度の専門的な情報も含まれる。実は、こういった情報の収集・提供という重要な仕事をなおざりにしてきたところに、今日の農協運動の危機的状況の根元があるといつてもよからう。いわゆる大型合併の眼目もこの点に置かれるべきではないか。そのための人材の育成・蓄積こそ急務である。

北海道地域農業研究所 第七回通常総会記念講演

と き…平成九年五月十九日  
と ころ…札幌市共済ビル

# 北海道農業・農村振興条例への期待

— 新たな農業基本法との関連において —

北海道大学農学部 教授 太田原 高昭

## 記念講演

△司 会▽ 第七回通常総会の記念講演につきまして、「北海道農業・農村振興条例への期待」ということで北海道大学の太田原先生からご講演をお願いいたします。

この農業・農村振興条例というのは、先ほど道農政部梨木室長からも紹介がございましたが全国の都道府県で初めての条例の制定ということ非常に期待されています。

プロフィールを若干紹介いたしますと、太田原先生は現在北海道大学農学部農業経済学科の教授でございます。北海道農業・農村振興審議会の委員となっておりますが、この条例を作るときには総合部会の部長をされておりました振興条例に深く関わってこられました。現在は審議会の会長として振興条例を推進していく為に先頭に立ってやっていかれるということで非常にこの振興条例については深い認識を持っておられます。そういう意味でこれまで携わってこられた経過、そして今後の方向ということで太田原先生にこれからご講演をお願いいたします。

### 一、北海道農業・農村振興条例の意義

#### (一) 都道府県初の振興条例

△太田原▽ ご紹介いただきました太田原でございます。今日は地域農業研究所の第七回総会という大変意義深い場でお話をさせていただきます。ということで大変緊張しております。

地域農業研究所につきましても、私はこの前身の佐伯顧問が会長をなさっております北海道農業・農協問題懇話会の時代から携わっておりますし、設立の手續きにもいろいろの参画をしてきた立場から、この研究所がこれだけ立派な組織になり、道内の各方面から強い期待を受けているということは大変喜ばしく思っております。これまでいろいろとお話がありました。北海道農業にとつて昨今の大変大事な時期にあたって、研究所の役割が益々大きくなるだろうというふうに強く期待をしている一人でございます。

今日はこのあいだ道議会を通過して制定されました農業・農村振興条

# 研究所第7回



▲大田原教授

大田原 高 昭(おおたばら たかあき) さん

## 略歴

- 1919年 福島県会津若松市生まれ
- 1963年 北海道大学農学部農業経済学科卒業
- 1968年 北海道大学農学部農業経済学科博士課程修了  
北星学園大学経済学部講師
- 1971年 北海道大学農学部
- 1977年 農学博士
- 1990年 北海道大学農学部農業経済学科教授  
(農協論講座担当)

## 主な役職

- 北海道農業会議常任委員
- 北海道農業振興審議会委員
- 生活協同組合コープさっぽろ監事
- 北海道地域農業研究所理事

## 主な著書

- 「地域農業と農協」(1979年日本経済評論社)
- 「明日の農協」竹内哲夫教授と共著(1986年農文協)
- 「国際農業調整と農業保護」共著編(1990年農文協)
- 「系統再編と農協改革」(1992年農文協)
- 「北海道農業の思想像」(1994年北海道大学図書刊行会)

例について、特に中央で進められております農業基本法の見直し作業との関連でその内容、意義などについてお話しなさいという事でございます。大先輩を前にして緊張しておりますが、先ほどご紹介にもありましたがように、審議会の総合部会長という責任ある立場で携わってまいりました関係で、その審議の内容等も含めたご報告を申し上げ、併せて今後この振興条例をどう活かしていったら良いのかという事についてお話をするのが義務だろうと存じまして、お引き受けした次第でございます。只今の幸さんのお話にもありましたように、農業・農村振興条例、というのは都道府県レベルでは全国で初めてでございます。基金を設置するとカ補助金を出すとかいうような非常に部分的な条例はもちろんあちこちにありますが、市町村レベルでは道内でも旭川市などは、かなり体系だった大変優れた農業振興条例を持っておりますが、都道府県レベルの総合的な振興条例は今回の北海道が初めてということになります。道議会でも期待したほど活発な議論が行われたとは言えませんが、最近の議会は全会派一致ということは殆ど無いのですが、それでも珍しく全会派一致で通りました。この条例についてはいろいろ条件は付いているようですが全会派異議なしということ。道議会も農業振興に向けて全道民一丸となつて当たるのだという模範を示してくれたのかなと思っております。

この農業振興条例につきましては、一昨年から実質的な準備が始まっております。私たちが農業振興審議会としては、昨年一年間この審議を続けてきたということになります。これは先ほど梨木室長さんの話にもありましたように、道の事務局としても大変意欲的に取り組んだということが言えると思います。今日は各団体、機関からたくさんの方が会場にお見えでございますけれども、それぞれの機関、団体でかなり稠密なヒアリングが行われておりまして、様々な意見を道の側に提供しておられるはず。それがどの程度活かされたかということについてはそれぞれの団体の評価があると思えますけれども、出来るだけ農業関係だけで



▲北海道地域農業研究所  
理事長 上田 恒夫

はなくて経済団体あるいは消費者団体も含めて、かつてなく多くの聞き取りヒアリングを行っています。それだけではなくて一般道民にも参加していただくということで、様々なマスメディアを通じまして一般的な道民の農業・農村振興条例に対する意見の公募を行っております。こういう手続も今まであまり例のなかった事だと思えます。事務局でまとめました道民の団体や個人から提出された意見は、大体ずらっと並べますと二、四〇〇項目にのぼると非常に膨大なものです。そういう準備をふまえて農業・農村振興条例というものが出来ました。

このようにかなり大々的な準備のもとで全国初の農業・農村振興条例を作った背景というのは、これもいろんな方が論じておられますが、私が考えても三点くらい挙げられようかと思えます。一つは何と言いましてもガット・ウルグアイラウンドの農業合意の受諾によりまして、WTO体制のもとで日本の農業が非常に困難な状況に直面したこと。その中で特に専業地帯である北海道はとりわけ困難が大きい。これも今日の総

会でもいろいろな形で触れられた事であります。これまで、北海道農業というのは全国の中では飛び抜けて経営規模が大きい、それから府県が殆ど兼業地帯になっているのに対して専業農家、主業農家が主体であるということ、それが様々な優位性として北海道農業の発展を支えてきました。ところがWTO体制のもとでは価格が抑えられる。それから環境措置が抑えられる。そういうことで価格、収入の面から取られるということですので、専業地帯の強みが一転して弱みに転ずる。これも既にいろいろな試算が出されており、畑作では合意締結前に比べて大体二〇パーセントくらいの値下がりになっている。それから米につきましても、新食糧法への移行という中でミニマムアクセス米の圧力のもとで植崩れが起きてきている。北海道農業が様々な点で非常に困難を抱え、まさにこれは北海道農業の危機的状況と申し上げていいと思えます。そういう状況に対して一体どうするのか。北海道農業関係者を含めて北海道民として、あるいは行政機構としての道庁がこの事態をどうするかということに対して、明確な態度表明というものが必要になってきたことが誰が何と言っても一番大きな背景だろうと思えます。

それから農業・農村に留まらずその影響が広く北海道経済全体に及んでいると言ったことです。農業が基幹産業としての役割を多くの地域で果たしている中で、農業が陥没する、離農が増えるということは直ちに地域経済の陥没に繋がります。離農が増えるに従って商店街でシャッターを閉める店が増えてきたという状況が日常的に見られます。そういう中で農業関係者だけではなく多くの人が農業の状態をどうするのかという危機感を持つに至りました。非常に象徴的なのは、道の経営者協会が戸田会長を先頭に農業問題研究会というのを作りまして、大々的な農業問題の研究に着手しているということがございます。残念ながら全国的には経済界と農業界というのはガット・ウルグアイラウンド以降ずつと対立関係にあります。北海道については経済界も農業を基幹産業、基礎産業というふうに認めまして、これの危機に対しては経済界としてもき

ちんとした手を打たなければならぬ。そういう意味では農業振興についての道民的合意、国民的合意が課題になっていきますが、私は道民の合意というのは基本的に形成されているのではないかと思えます。そういう状況が一番目の背景としてあるということですね。

それからもう一つは全国的に言えることですが農業が、この間農業基本法が制定された時期に比較しても、ある意味では地域的特色を強めてきたということであり、ある意味では地域的な落差が非常に大きくなったということで、全国画一的な手法による農業振興はなかなか難しくなりました。やはり各地域、都道府県ごとに自分の地域農業をどうするかという事について手法も含めて明らかにする必要が出てきているのです。もつぱら「霞ヶ関」に期待してそのうち農水省で何か決めてくれるだろうというような訳には行かなくなりました。

今最も危機感を強めている北海道がたまたまトップを切った形ですが、各都府県が強い関心を持っておりまして、道にも様々な問い合わせが来ているようであり、おそろく北海道に続いて何々県農業・農村振興条例というようなものが各地方から出てくるのではないだろうか。そういう点で北海道が先鞭を付けたという事は意義のある事だと思っております。

## (二) 振興条例の中身

その振興条例の中身につきましては、全部で三五条からなっております。長くなりますので道の方で作成しております。『北海道農業・農村振興条例の構成』ということでも三枚ほどにまとめたものを資料として付けております。若干説明いたしますと、まず前文がありましてこの前文が振興条例の性格、あるいはこれに対する道としての決意のようなものを書かれています。これだけについてはなかなかいい文章です。短いので読み上げさせていただきます。北海道の農業は恵まれた自然と豊かな大地の下で、先人たちのたゆみない努力の積重ねを礎に、北

海道経済を支える重要な産業として発展を遂げ、今日、生産性の高い大規模で専門的な農業経営が展開されている。私たちは、北海道の農業が道民のみならず広く国民に食料を安定的に供給するなどの役割を担っており、農業・農村の振興が地域の経済社会の健全な発展に寄与していることを改めて認識する。しかしながら、近時、農産物の輸入自由化や食料消費構造の変化をはじめ、世界的な人口増加、環境問題など農業・農村を取り巻く状況が大きく変動する中で、農業経営の安定や農村の活性化をこれまで以上に図ること、さらには食料自給の在り方を見直すことも求められている。このような状況に直面している農業を魅力のあるものとし活力のある農村を築き上げるには、創意工夫に富んだ担い手を育成し農地を適切に保全しつつ、生産経費の低減を図りながら安全かつ良質な食料の供給に努めていかなければならない。また、環境と調和した農業を推進するとともに、国土の保全、良好な景観の形成といった農業・農村が有する多面的な機能を増進することが重要である。加えて農業・農村の振興を進めていくためには、新しい時代を切り拓くという農業者自らの意欲はもとより、次代を担う子供たちと私たちがともに農業・農村について積極的に学ぶことが大切である。このような考え方に立つて、北海道の農業・農村を貴重な財産として育み、将来に引き継いでいくため、この条例を制定する」ということであり、ここに要点が書いてありますように、本道農業の位置づけ、特色から始めて、農業・農村の基本的な役割、とりまく状況の変化、魅力ある農業、活力ある農村を築くための取り組み、それから道民が農業・農村から学ぶということを書いてあります。最後に農業・農村を貴重な財産として育み将来に引き継ぐという、これはこういう状況の中で農業・農村を漬してはいけない。将来に引き継ぐのだ。それが我々の世代の子供たち、子供たちという言葉が出てまいります。次代に対する子供孫に対する責任である。そういう倫理的な事も含めてここで宣言していることが大変大事であります。振興条例の性格というのはこの前文の中に凝縮されているの

ではないかと思っております。

それから全体で三章に分かれておりまして、第一章は総則、これは目的から道の責務、市町村の責務それから年次報告の議会への提出を義務づけています。一番の核心部分は第二章でして、第一節に農業・農村の振興に関する基本施策ということで、その基本方針が書いてあります。

この基本方針は第五条に五点掲げられておりまして、

- 一、収益性の高い地域農業の確立を図ること
- 二、多様でゆとりのある農業経営を促進すること
- 三、農業の担い手の育成及び確保並びに経営能力の向上を図ること
- 四、環境と調和した持続的発展が可能な農業を促進すること
- 五、豊かさや活力のある農村の構築を図ること、以上が基本方針です。

第三節には農業・農村の振興に関する施策等ということでどのような施策を行うかが、これが第七条から第十九条まで、条文としては極めて簡潔に書かれています。例えば第七条の農産物の安定的な生産の促進のところでは、「道は、需要の動向に応じた農産物の安定的な生産の促進のために必要な措置を講ずるものとする」、以下大体それくらいの極めて簡潔、ある意味では抽象的な表現で第十九条まで道が責任を持って行う施策について義務づけています。

それから今までには無かったものですが、第三章に道民の理解の促進等ということを条例の中に明記いたしました。第二十條で、「道は、農業・農村に対する道民の理解の促進のために必要な措置を講ずるものとする」。第二十一條では情報の提供、学習の機会の充実というふうには具体的な規定をしております。これがマスコミでもかなり注目を浴びましたが、第二節第二十一條としてそのために基金を設置するということが書いてあります。「農業・農村に対する道民の理解の促進のために必要な事業に要する経費の財源に充てるため」、「北海道農業・農村ふれあい促進基金」を設置する。「幾らへん」というのは予算に応じて定める額とする」といふことと、条例の中には設置する」といふことが明記されています。

どれくらいの規模になるかは別にいたしまして、こういう理解促進のための財源を特別に設置するということは、この振興条例が単に農業者だけに顔を向けているのではなくて道民全体でやっていくのだということをこういう形で表しているのだと思います。

今までは北海道農業振興審議会というのがおかれていたわけですが、第四章では改めてこれを「北海道農業・農村振興審議会」としまして、それを設置してこの条例に沿った具体的な振興策をこの振興審議会で審議していくのだということ唱っております。以上がごく簡単に紹介いたしました北海道農業・農村振興条例の中身です。

### (三) 振興条例をどう生かすか

恐らく皆さんも感じておられると思いますし、審議会の中でもいろいろと意見が出ました点は、「この農業・農村振興条例の規定は抽象的すぎないか」「これだけでは具体的に何をやるのかよくわからない」という意見がたくさん出されました。先ほどちょっと読み上げましたけれども、例えば第十一条で農業経営の体質強化とありますが、条文としては、「道は、農業経営の体質強化を図るため、金融制度の充実、組織化及び情報利用の高度化の促進、その他の必要な措置を講ずるものとする」ということで、ちよつとこれだけでは具体的に何をやって貰えるのかということがよく判りません。審議会の中でももう少し具体的に述べられないか。各分野が先ほどの第七条から十九条まで網羅的にずつと並んでいるけれども優先順位はどうなのか、重点の置き方はどうなのか、そういうこともよく判るようにするというような意見もいろいろと出されておりました。しかし私も行政についての知識はあまりありませんが、農業・農村振興条例というのはそういうもので、表現自体は非常に抽象的で包括的な条文になるということです。その具体的な内容や重点の置き方は具体的な施策の中でやっていくのだという説明でした。ですから恐らくこの農業・農村振興条例を今後活かしていくためには、むしろそれを受け取



る側、農業の側と言いましようか、道民の側でこの農業・農村振興条例をどのように活かしていくのか。こういう抽象的な条文を手ガかりにして、それを具体的な要求に結びつけてそこから成果を引き出していくという、いわば様々な農業団体その他の政策能力が問われることになるのだらうと思います。そういう条文が決まったから自動的に何かが出てくるだらうという受け身の姿勢では成果は乏しいのではないかと思います。

たとえば農業・農村振興条例が出来たので何がどう変わるのかということでも一つ非常に期待されましたが、中でもリフレッシュ基金というのが非常に大きく報道されました。三月でした力道新ではトップ抜いて報道されました。これは具体的な担い手対策の中身として例えばどんな構想があるか、審議会で事務局から紹介していただいたものです。

後継者を育てるために、その親が作った借金については基金を作って利子補給して後継者の負担を軽くしてやるという基金の設置を考えているというようなことが例として出されました。それが新聞に非常に大き

く報道されました、私もあちこちで具体的にどういふ事なのか聞かれました。これは非常に関心のになりました。こういうことをやってくれるのであれば農業・農村振興条例に強い期待が持てるということで大変好評だったので、残念ながら途中でうやむやになりました。新年度の予算には盛り込まれず、調査費として研究を続けるということにトーンダウンしてしまいました。事務局にどうなったのか聞きますと、これは大変な話で農業の方でそういうことを考えているというのが出ると、ほかの産業でも全く同じ事で、商店街だとか漁業とかみんな親の作った借金があります。特に自営業が主体になっている産業では同じ様な問題を抱えているので、農業の方でそういうことをやるのならうちの方でもそれをやりたいと水産部だとか商工観光部などからいろいろな声が出てまいりまして、財政当局がちよつと待ったということになったわけです。そういうことでこれは少し調整研究し直す必要があるとなつたわけですが、ぜひ私たちとしてもこれは実現していただきたいと申し上げております。こういう具体的な農業・農村振興条例のもとの目玉になる政策

がいくつか出てくるということで、農業・農村振興条例を作つただけの事はあつたという期待感が強まってくるのだらうと思います。今までのところはあまりそういうのは見えてきませんが、ここはぜひ農業の方からいろいろな働きかけで成果を引き出すことが大事だと思います。

非常に抽象的な表現になっていて、しかも農業経営の体質強化とか農地の利用の集積とか担い手の育成及び確保というふうにも第三節のところにもいろいろな項目が並んでおりますが、これは単なる宣言立法じゃだめだ、やはり予算の裏付けを伴う政策立法でなければならぬということがいろいろなところから出されていますが、実は全部それぞれ既存の事業の裏付けがある分野なのです。ですからうんと期待できないという見方をすると、農業・農村振興条例が出来たからといって特に新しい事をしなくとも、それぞれの項目ではちゃんと一般予算の中に計上されてい

てちゃんとやっておりますと答弁できる仕掛けにもなっています。しかしながらこの条例が発足したという事で道の決意を表明したことでありますし、今までは違つゝより積極的な施策が期待出来る状況ですから、それをただ待っていないで要求を強めるという、政策能力を高めることが団体の側に課題として生じているのではないだろうかと考えています。

審査をしていく上で行政上いろいろな制約があり、正直言ってもどこかしさもあります。たとえばこの農業・農村振興条例という事に最終的にはなりましたが、最初は北海道農業振興条例でした。農村という言葉は是非入れるということは、いろいろな団体からの意見書でもそうなっていましたし審議会でもそういう声が多くありました。しかしこれが案外難しいのです。農業振興条例ですと今の縦割り行政の中で比較的考えやすいのですが、「農村」ということになるとうと教育と医療と水上水などいろいろなものが入ってきます。つまり縦割り行政の中では非常にカバリーにくいのです。そういう点で事務局は最後までこれについては農業振興条例で何とか通したいという事がありまして、審議会としてはこれを意見書という形でこれを入れました。最終的には道議会のやりとりで農村を入れるということで決着しました。非常に良かったと思いません。縦割り行政を是正していくきっかけにもなると思っています。やはり行政独自の難しさというのがあるなと感じました。もう一つはやはり条例というのは国の政策の範囲内で作るものであるということと、国の政策、法律に無いものについてはやはり盛り込むことが出来ないという制約があります。この点で一番問題になったのは直接所得補償の問題です。単なる農業振興条例ではなくて農業・農村振興条例というように農村を入れるというのは、団体名で言うとうと道農連が一番熱心でした。この背景には政策要求としては直接所得補償、テカップリングというのが想定されているわけです。しかしそういうものについて振興条例に盛り込むことが出来るかという、国の法律に無いわけですからそれを直接条例の中に書くことは出来ません。これを農業・農村振興条例と唱

うことによって、いわばそういうテカップリング政策をも包含するという、手がかりにするという位置づけになります。ですからそういう意味では振興条例の深読みも必要になってくるのかなと思います。

そういうことも含めてこの農業・農村振興条例が前文に書いてあるような主旨を貫徹する事が出来るかどうかということは、一方で農業をめぐる状況は益々厳しくなっていくわけでありますから、そういうことに国の法律や制度がどれだけ応えていくことが出来るのかという国政への問いかけと併せて考えていかなければならないと思います。道がこういう農業・農村振興条例を決めたから道の農業は安心だということでは当然ないわけです。こういう立場で、我々は北海道農業・農村を次の世代に引き渡すのだ、ここで崩してしまうことなく、きちんと将来に引き継いでいくのだということを決意したからには、やはりそれに対する補償を基本的には国の政策に求めていく。この決意、姿勢が必要になってくるのだらうと思えます。そういう点で現在国で見直しをかけている農業基本法及びそれに伴う諸立法への問いかけというものが既にこの中に含まれているというふうに私たちは考えております。

そういう立場から、道の農業・農村振興審議会でも必要に応じて中央で進められている農業基本法をめぐる見直し作業に対して、北海道からの意見を適宜提出していくことも含めて、今そのことが審議スケジュールには載っているわけではありませんが、そういうことも考えて弾力的なスケジュールを組んでおこうということがついでこの間確認されたばかりです。

#### (四) 農業基本法への問いかけ

それで農業基本法のほうはどうなっているのかということに話を移したいと思えます。これはご存じのように既に学者グループから成る農業基本法についての研究会というのが一昨年スタートして一年間の審議の結果、その答申が昨年の六月に行われました。この中身については論点

整理に留まり、私たちがから見ると肩すかしと言いましよか、こうあるべきだということをおまりはつきり言っています。この点についてはこういう意見とこういう意見がある、それを調整して国民的合意を得ることが大事だという組立になっていまして、どうも読むと欲求不満になるような内容ですが、論点整理がこの研究会の任務ですからそれもやむをえなかつたかと思えます。

それを受けて「食料・農業・農村基本問題調査会」というものが作られました。現行の農業基本法についても昭和三八年に制定される前に「農業基本問題調査会」というものが作られて、『日本農業の基本問題と基本対策』という有名な東畑精一先生の報告書が出されています。それに準じて「食料・農業・農村基本問題調査会」が発足して、この四月一八日に第一回の会議を持ったばかりです。

そこで中央での議論にどの程度期待できるのか。いろいろなところが非常に注目しているところですが、一般的に学会あたりで言われていることは、あまり期待出来ないのではないか。農業を発展させる立場からですが、どうもそういう意見が通るには客観的環境が非常に良くない。いま国会でも行財政改革で農業予算を増やすどころか更に削減せよ、六兆百億円のガット・ウルグアイラウンド対策についても縮小しろとか期間をもっと延ばせとか、そういう声ばかり伝わってくる状況の下で、新しい農業基本法の見直しというののもっと長期的な視点で見なければならぬ課題はありますが、なかなか状況としては良くないということが一つです。

それから構成メンバーにも問題があります。特に直接的な農業者の代表というの、数え方にもよりますが全体の中で四人しか入っていません。むしろマスコミ代表の方が多い。そのマスコミにもいろいろあるマスコミがありますが、ガット・ウルグアイラウンドの時に市場開放キャンペーンを張った中央紙を中心として、もっぱらそういうところから入っています。そういう調査会の構成の問題が一つあります。この調査会と



▲美瑛町畑作風景

というのは現行基本法を作る時の東畑座長による本格的な体制と云うよりは、どうも放談会というようになっていて、実質的な法律作りの実務そのものは農水省の局長クラスで作られている行政官グループが別途基本法の原案作りにあたっています。そういうグループから出てくる原案は恐らく今行われている行政の枠が、ガラッと変わる内容になるということとは考えられません。そういう意味では新しい基本法も行政の継続性という点から言うところ新農政の枠組みを大きく越えることはないのではないかという観測が行われています。

## 二、新たな農業基本法と北海道農業

### (一) 基本法農政の総括と北海道の立場

新農政の枠組みということでも、特に北海道のような専業地帯から見ると非常に不満が大きい。これは以前からいろいろと議論されているとおりです。認定農家というのを作りまして、これから伸びていくという農家には思い切つて投資するけれども、他の農家というのは農業の担い手として考えないという思い切つた差別政策です。状況から言つてそれはやむをえないことです。第一種兼業農家が圧倒的多数を占める様な日本の平均的な状況に於いてはやむをえないところがありますが、主業農家を主体としている北海道はそれでは困るのです。一部の農家には集中的に投資するけれども、他の多数の農家については何もしない。新農政というのは端的に言えば兼業で食つて行きなさいということなんです。一部の中山間地帯については特別に考えましょうという全体の枠組みになつていきます。それでは北海道はどうするのかということについては答えがないというのが新農政です。そういう枠組みの中で農業基本法の見直し作業が進められるということになりますと、それでは困る、どうし

ても北海道としてはそういう作業に対して北海道としての意見を上げていかなければならないと思います。農業・農村振興条例というのはそういう第二ステップの足場を作つたと理解するべきではないかと考えています。

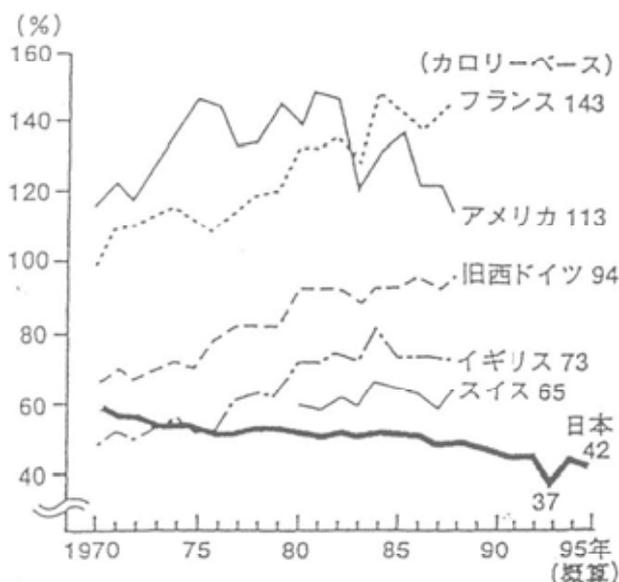
基本法農政と北海道ということについて時間も余りありませんので簡単に申し上げてみたいと思います。先ほど申し上げた農業基本法についての研究会の答申では全体の四分の三が現行の農業基本法に基づく基本法農政の総括にあてられています。それをふまえて新しい農業基本法の論点整理をするという形になっています。この総括というのは結論的に言うと、農業基本法は新しい日本の農業の農業構造の改革を指して構造政策を最重点にしたのですが、その点では成功しなかつたということが総括の基本になっています。

### (二) なぜ新たな基本法が必要なのか

そういうところから新しい農業基本法はどうあるべきかというふうに展開されていくわけですが、例えばそれは自立農家を育成しようとしたがうまくいかなかつた。だから今度の農業基本法では同じように自立農家の育成ではだめだろう。むしろ農家という枠組みに余り期待しないで経営体とする。新農政ではそういう論理構造になっています。経営体、組織体ということでも新農政からは農家という言葉が消えたという風に言われています。

そういうことで進められると、北海道としては当然異議を唱えなければなりません。北海道については基本法農政の結果というのは府県とはずいぶん違つております。構造政策については府県ではそれが実現しなかつたと研究会報告で言っていますが、北海道は別だということに書いてあります。その通りでして北海道については基本的に農業基本法の優等生という言葉があるように、構造政策が中身を言えればいろいろあるけれども、少なくとも自立農家を近代的な専業経営というふう理解すれ

図1 主要先進国の供給容量自給率の推移

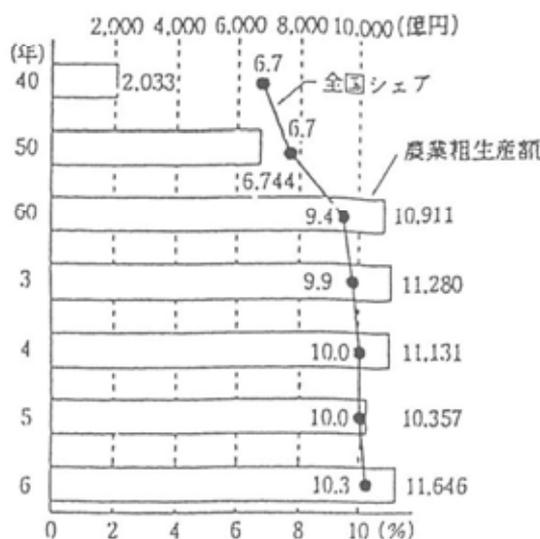


ば、それを大量に作り出しました。当時食農切り捨てと言われた小規模農家がなくなるといふことを農協では暗に想定していたのですが、北海道ではそれが実現してしまいました。これについてはいろいろ評価があると思いますが食農切り捨てとカ三割農政と言われたことが、北海道では結果として実現して非常に強力なEC並と言われる自立農家の大群を作り出したというのが北海道農業の到達点であります。そういう点から言えば当然基本法農政の総括が通って行く。総括が通って行けば方針も通って行くはずですよ。おそろへんという自立農家、自立経営あるいは家族農業というものをさらに強化していくという方向づけが北海道では取られなければならないだろうと思います。そのところを大

きな違いがあると思います。一つだけ基本的な例をあげましたけれども、他のいろいろな面についてもそういうことが言えようかと思えます。北海道の立場から農業基本法についてどうあるべきだということをもっともっと具体的に言っていく必要があるのではないかと思います。

農業基本法をめぐる論点というのはたくさんありまして、特に重要なのは株式会社による土地所有の問題が、この間いろいろなところで見えかかれています。これは農地行政の基本に関わることでして、行政改革の中で全国農業会議所をなくすとかそのような話まで出て大変危なかつたのですが、結果としては農業基本法をめぐる論議の中で引き続き論議していくということで、この問題は先延ばしされました。農業会議関係者の中では一時大変危機感を持ちましたが、逆に農業基本法をめぐる非常に大きな論点としてこの問題が浮上してきています。これも北海道の立場からどう考えるのか。もし株式会社土地を持つことが出来るということになりますと、北海道のように府県から見て地価が非常に安い地域では特別な問題を抱えることとなります。道農業会議会長の美瑛町の松岡さんが、あの丘の風景で有名な美瑛の二万ヘクタールの農地を買おうと思えば三〇〇億円で全部買えるというお話をされておりましたが、反三〇〇億円で三〇〇億円、反五〇万円で五〇〇億円です。今の企業から見たら三〇〇億とか五〇〇億というのははした金じゃないか、こういうのが通つたら北海道はみんな企業に買い占められて我々は再び小作人になるのかというふうなお話をされておりました。府県のように農外の地価形成の影響がほとんどない北海道では、そういうことが現に起きかねない状況なのです。これもほうっておきますと農業の今の価格低落という状況に対する歯止めがない限り、農業内部からも離農したいが土地を買って欲しくないところがない。買ってもらえなければ借金も払えないということで農協も困る。密かに株式会社でも何でもいいからこれを引き取ってくれるところが欲しいという声が出てきてもおかしくない一般的な状況にあるわけです。そういう中でどのようにしてこの農地

図2 本道における農業粗生産額の推移



資料：農林水産省「生産農業所得統計」

を守り保全して次代に引き渡していくのかというのは容易でない、非常に難しい課題であります。北海道から警告し声を上げていくことがもつと必要です。そういうことについて農業基本法の見直しが必要だと感じてくれるのか、これからは少し私の意見が入りますが、この点について検討の出発点からきちんとしていただきたいというふうに考えております。

もともと農業基本法をなぜ変えなければならぬのか。なぜ新たな農業基本法が必要なのかということについて何となく見直さなければならぬという話になっていきますが、「地域と農業」の中で北海道立中央農業試験場の長尾経営部長が問題を提起しています。なぜ変えなければならぬか納得出来る説明がない、実はその点が問題なのだということを書いてあります。私もその通りだと思えます。この研究会報告や農水省

の文章を見ても何かはつきりしているようで必ずしもはつきりしていません。状況が大きく変わったからだと書かれていますが、状況が変わったから変えなくてはならないことだと、憲法も状況が変わったから変えなければならないことになりました。法律についての改正理由としては状況が変わったというのは根拠不十分です。

事実、外国ではどうかといいますと、ドイツとフランスとカの農業基本法あるいはそれにあたる農業基本法を持っている国について農水省が調査したものがあります。ドイツは日本の農業基本法のモデルになった農業基本法を持っています。これは一九五六年に制定されました。日本の農業基本法より大先輩です。今回これだけガツガツと変わり、ECからEUになったというヨーロッパでも、大変化があるにも関わらずドイツでは農業基本法を変えないそうです。日本の農水省からの問い合わせに対して、これは宣言立法的なものであって非常に抽象的な立法なので変える必要はないとドイツが正式に答えたとあります。フランスやイギリスではどうかといいますと、基本立法を持っています。部分的に変えるそうです。部分的に変えるというのとはどういうことかというところが変えない。ただ具体的な措置に触れている部分で今回のWTO条約あるいはEU、特に一九九二年のキャップ改正でヨーロッパの共通農業政策がかなり大きく変わりました。それに伴って具体的な措置で変えなくてはならないところだけを見直すということになっています。ですから状況が変わったというだけでは変えない、変える必要はないということです。具体的に国と国との条約とか上位規定というのでしようか、それとの関係で変えなくてはいけない部分についてだけ手直しをするというのが外国のいきかたのようです。

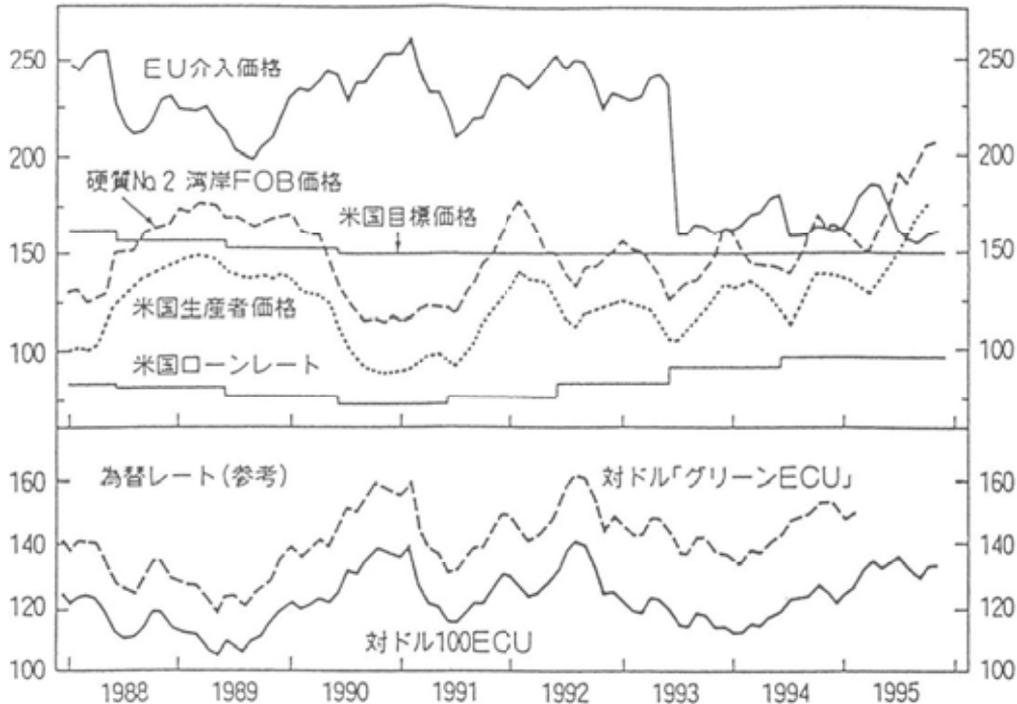
そういうことから言うと、日本の農業基本法は死に絶えたとか植物人間化したとか言われていぶかっています。変えなくてはならないという理由がどの程度あるかということになります。しかしこれは変えなくてはならない理由があるので。具体的に言うとガツガツ農業合意を日

本政府が受け入れてWTO体制のもとに入ったという事で変えなければならなくなっている。その所が実はきちんと説明されていないのが大きな問題ではないかと思えます。

これは行政の方は良くご存知の様ですが、我々は案外気がつかないことで、具体的に言いますと農業基本法の第三章が農産物等の価格及び流通となつていまして、第一条に農産物の価格の安定、第二条には輸入に関わる農産物との関係の調整という条文があります。念のため主要な部分を読み上げてみますと、第一条では「国は、重要な農産物について、農業の生産条件、交易条件に関する不利を補正する施策の重要な一環として、その価格の安定を計るため必要な施策を講ずるものとする」というものがありまして、WTOでは「黄色の政策」(註①)ということとで政府が価格に介入するはだめだということになっていて、それに第一条が引つかかるわけです。第二条はさらに具体的に「農産物の輸入によつて、これと競争関係にある農産物の価格が著しく低落し又は低落する恐れがあり、その結果その生産に重大な支障を与え又は与える恐れがある場合において、関税率の調整、輸入の制限その他必要な施策を講ずるものとする」ということがあり、これがWTO条約にも引つかかる。主としてこういう所を直すために農業基本法全体の見直しが必要となつているわけです。そうだとすれば、なぜそこがほやかされてるかということ、農業基本法にこういう明確な規定があるにもかかわらず、それに反する合意を受諾した政府の責任というものが浮上するわけです。このことを主要な論点にしたいくないということがあるように思います。こういうWTOから最大の被害を受けている北海道は、やはりこういう点についてもっと明確にしてその責任をどうするのかという問いかけをして行く必要があるのではないかと思います。

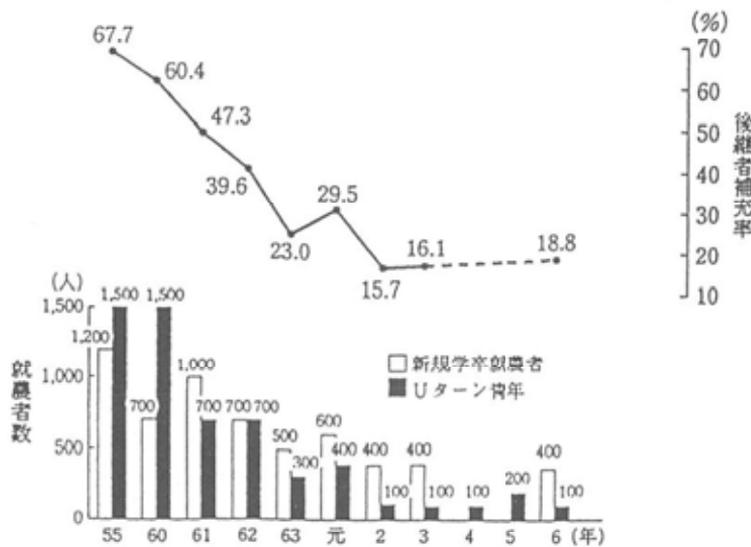
実は、EUではそのことを大々明確にしています。キャップ改革では、ご存知のようにテカッピング(註②)というものが普遍的に導入されました。日本ではアカッピングといいますが中山間対策と条件不利地

図3 小麦の価格(ECと米国の比較) (単位:ドル/トン)



対策というふうを受け取られています。確かにテカップリング、直接所得補償方式というのは以前ヨーロッパでは山岳プログラムとか条件不利地帯の対策として導入されてきました。しかし一九九二年のキャップ改革の非常に大きなことは、一九九三年のガット合意が既に見えていましたから、いままで条件不利地帯に限定されていたテカップリングを農業中核地帯も含めて全体に適用するというのギャップ改革の一番のポイントなのです。その根拠はガット合意及びWTO条約によって今までヨーロッパ各国の政府あるいはECが農民にしてきた約束が守れなくなつた。そのための補償としてそれは国家の責任であるということを確認してそれについて補償するということを明確にしたのです。フランスでははつきりと損害賠償という言葉を使っています。中身も損害賠償にふさわしい大変なものです。図の⑥を見て下さい。これは金沢大学の村田さんが著書の中で紹介していただのですが、ヨーロッパではガット合意によって農産物の支持価格を大幅に下げました。そういう意味では日本以上にEUもガットによる損害が非常に大きかったです。一九九一年から九二年では一〇〇キロあたり政府介入価格が四〇マルク近いのですが、これがガット合意以降は段階的に大幅引き下げになって二五マルクというふうになり、大体三〇%以上引き下げになりました。先ほど北海道で畑作価格が二〇%引き下げと言いましたが、それ以上の引き下げがヨーロッパではあるのです。しかしこれには大きな狙いがありまして、図の③ですが、これはEUの介入価格がとんと下がった結果、アメリカの目標価格にほとんど近づいたところまで引き下げている。最近の穀物の不作その他がありましてアメリカの生産者価格は上がってきていますから、EUの価格とアメリカの生産者価格が逆転してしまいました。つまりEUでは支持価格を大幅に引き下げることによって、アメリカとの国際競争力を強化することを意図的にやっています。そのことによってここまで下がって来ればアメリカと対等にやれる、そういう形でEU域内の自給体制を守っています。しかしそのことによって農家の所得は大幅に下がり

図4 農業後継者の就農数と後継者補充率の推移



資料：農林水産省「農家就業動向調査」、「農業動態調査」、「農業構造動態調査」及び「農林漁業現地情報(特定情報)収集結果」

ます。それに対するまさに国家の損害賠償として直接所得補償方式が導入されました。これは我々からみて非常にわかりやすい政策だといえると思います。

日本の農業基本法の見直しというのも、そういう見直しが必要になってきた経過から考えれば、ヨーロッパのように方向づけでいくということとは決しておかしなことではなくて、基本的な見直し作業の心構えになる

部分ではないだろうか。しかし残念ながら今までのところそういうふうには問題はだてられていない。そういうふうな問題をだててものを申し出ていくとすれば、これは北海道しかないだろう、あるいは北海道だけではなくて府県の主要農業地帯を含めての問題提起すべきではないだろうか、それが北海道の役割だと思つたのです。農業基本法と北海道農業という点ではその他いろいろのことを言わなければならないと思いますが、大きな問題ではそういうことがありません。

### (三) 直接所得補償制度の導入をめぐる

ただこの問題については各方面で非常に微妙な状況になっていて、先ほどの研究会がテカップリングについて言及して、それが消費者負担型か財政負担型かという問題のたてかたをしています。価格政策で農業を守るというのが消費者負担型、テカップリング的手法を導入するとすると財政負担型ということになります。この二つをならべてトレイドオフ関係、二者択一という出し方自体問題だと思つたのですが、経団連がそれに乗って財政負担型にすべきであると言つたのです。それは価格政策、あるいは国境措置、関税を一切なくし、そのかわりテカップリングを一部認めるという言い方だと思つた。そういう動きを警戒して全中、JAGグループでは、農業基本法に対して討議資料を出して組織内討議をしています。その中では、テカップリングについては非常に限定的に「条件が著しく不利な地域に関しては、テカップリングも必要である」という言い方をしています。他の一般については価格政策、国境措置で行くべきだという方向で意見を取りまとめつつあります。これはなかなか取り扱いが難しい問題になってきます。こういう点についても北海道が取り組むべき研究課題として、ヨーロッパを参考にしながらきちんと体系だてて説明する必要があるのではないだろうか。いずれにしても直接所得補償政策ということをやつたのであれば、それは一部中山間地帯の問題ではなくて、カット合意で一番困っている地域全体について正面から答

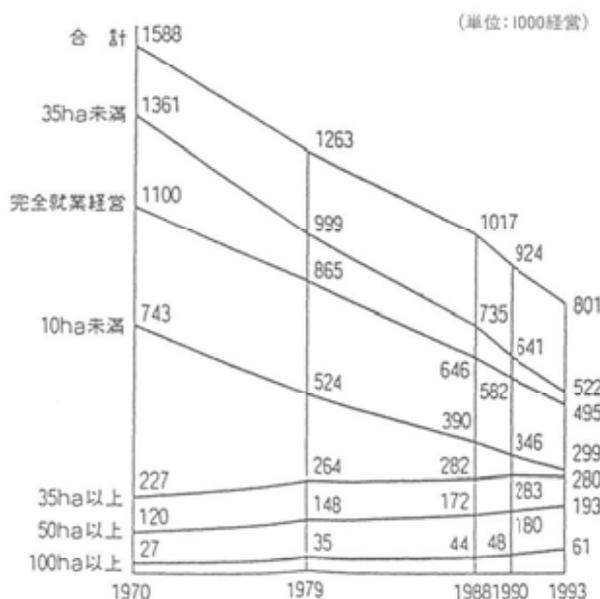
えるかたちで定義しなければだめだと思つています。

### 三、農協組織に問われているもの

#### 協同組合の基本的価値の実証

政策的なことをいろいろ申し上げたわけですが、これからの北海道農業を守り発展させ子孫にきちんと引き継ぐということをやっていく上で一番大事なのは、農業者自身の頑張りであり農業者の組織の頑張りであると言わなければなりません。そういう意味ではこういう状況そのものが特に農協の組織についていろいろのことを問いかけているのだらうと

図5 フランスの農業経営数の経営規模別変化



出所) 石月義訓「現代フランス農業構造の特徴」(未定稿)

原資料は、AGRESTE-Recensements agricoles en 1970, 1979, 1988, Enquetes structures en 1990 et 1993.

思います。この点については、いま農協だけではなく生協もなかなか大変ですし、協同組合については順風満帆の時代は過ぎ、逆風に立ち向かって行かなければならぬ時期です。今日農協関係の方が大勢いらしゃると思いますが、大変な苦労をなさっていると思います。

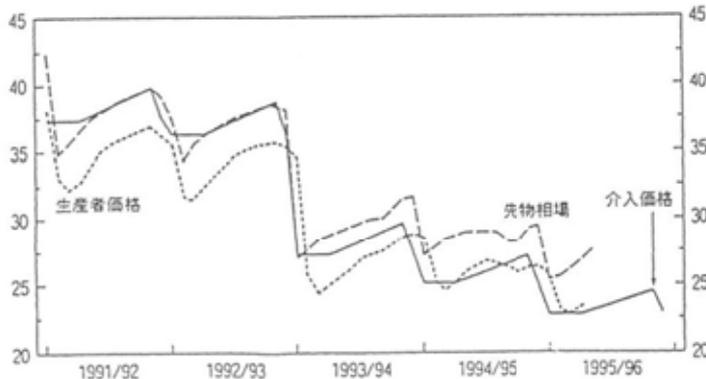
いま、農協で一番必要なことは、結論的にいいますと、協同組合の基本的価値の実証ということだろうと思います。協同組合の基本的価値というのは、ご存知のようにIOA(註③)の第三〇回大会が東京で開かれたときのメインテーマになった問題です。実は協同組合というのが非常に苦難に直面して世間からは協同組合というのは過去の遺物だと歴史的使命が終わったとカさんと言われて、組合の組織事業も縮小に向かって大変な状況にあります。ヨーロッパは一九七〇年代からそういうことでした。農協はそうでもないのですけれど特に生協が一九七〇年代、八〇年代で組合員が激減するとカ、全国的な連合会組織が倒産するとカ、協同組合が株式会社看板替えるとカそういう状況がずっと続いてきました。その事をふまえて、実は組織内で足掛け一〇年以上の議論になりました。その中で協同組合原則を大幅に見直す、端的にいえばもともと株式会社に近いものにして協同組合の現代化、効率化をはかるという路線が一つです。それから今までの協同組合の非常に困難な状況というのは協同組合であるゆえにその非効率のためにおきたことではなくて、逆に協同組合が協同組合原則を放棄して無限に会社組織に接近していったことからおきたのだ、だから今必要なことは、協同組合原則の再確認・再強化であるという全く違った二つの路線が国際的に対抗してその決着をつけたのが、一昨年のマンチエスター大会、第三一回大会でした。これは協同組合原則の再確認ということで国際的に決着がつかしました。日本は生協も農協も含めてこの協同組合の再確認のほうで一貫して主張してきたので、そういう点では日本の協同組合陣営の主張が国際的に認められたということです。

東京大会以来の国際的議論は他人事ではなく、ヨーロッパで一九七〇

年代からきている協同組合の歴史的困難に、日本の農協では生協も含めていま直面しているわけです。しかし生協の方はかなりこの為の組織討議をやりましたが、自分たちの問題なのですけれども、農協は組織討議をあまりやりませんでした。これは大変残念なことで、今の農協に降りかぶっている問題を切り抜けていく上で参考になる論点がたくさん含まれています。農協批判というのはいろんな点で当たっていて直さなければならぬところがあるのですが、協同原理そのものを否定して、農家の農協離れを助長するような論調が意図的に取られている中で、そういう事について我々も問題整理をして、もう一度協同とは何か、このことをきちんと確認する。協同組合の現代的価値と言っていると難しくなりますが、存在価値でいいのです、なぜ会社ではなく協同組合なのかというところをもう一度再確認して、理屈で確認するのではなく一番大事なことは事実で確認することだと思つたのです。新食糧法という中で、今まで法律で、もつと言えば統制で農協に荷物を預かっていたのがそのつつかえ棒がはずれるわけです。荷物を集めてくれる保証は農協に出すのが結局自分達の得になるというそういう事実以外のなものでもないのです。そういうものをどういうふうな事業の中で活動の現場で実証していくのか。つまり農協が今まで法律に守られた統制団体ということとでなんとカ保ってきたのが、法律がなくなった途端に崩れてしまうということでは協同組合としての中身がなかったという事になります。法律的つつかえ棒はなくなり、規制緩和はどんどん進むけれど、しかし協同の中身があるかぎり、むしろそういう中だからこそ協同の力でみんなを守っていくことを実証しなければいけない時期にきています。

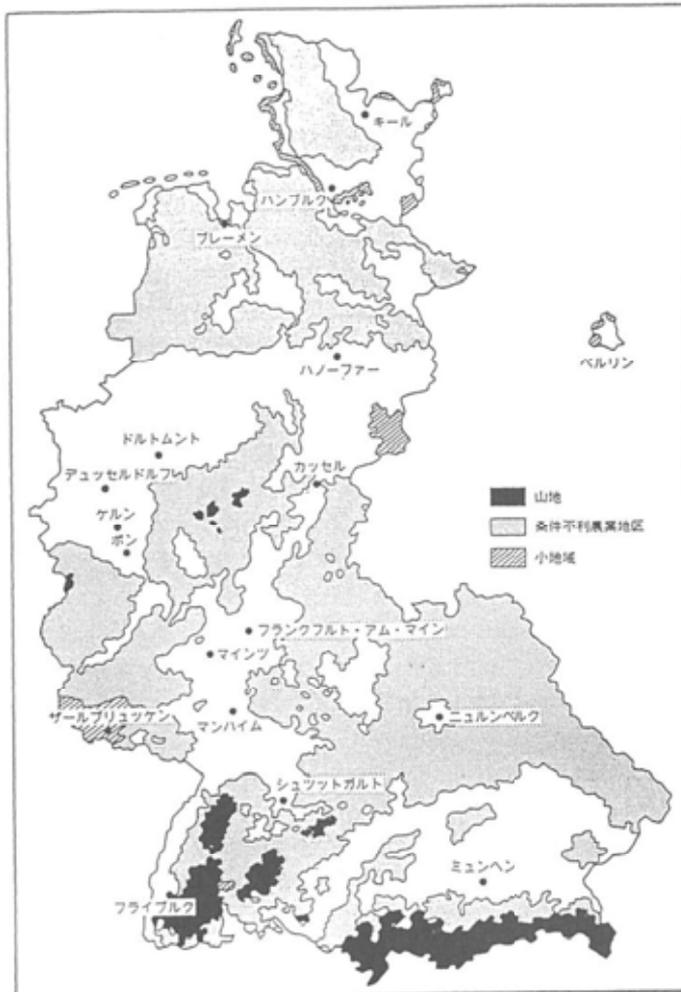
一つだけつけ加えますが、ゴールデンウィークの時中国で日本農業についてのシンポジウムがありました。北海道では三島さんと私が参加してきました。参加した日本側の人たちがみんな一様に驚いていたのは、中国の人たちが日本の農協組織に対してたいへん熱っぽい関心を持って

図6 小麦価格の動き(ドイツ) (単位:マルク1000kg)



出所) Agrarwirtschaft, Jg. 45(1996), Heft 1, S. 36.

図7 旧西ドイツにおける条件不利地域



国から輸入国に転じて、レスタール・フランが言うように、そのうち中国は食糧輸入大国になって世界の食糧を全部中国で買い占めてしまうとも言われています。それに対して中国は、そんな事はないと否定していますが、しかしこのままでいくと食糧のそうなる危険性は大きいにあることも同時に認めています。その原因は二つあります。一つは中国の高度成長が日本型の高度成長であって、高度成長が土地・水資源・労働力を農業から奪って行く、農業を食いつぶす形での高度成長、つまり日本は悪いモデルを提供したわけです。日本型の高度成長から軌道修正して、

中国型の農工商全の高度成長に転換出来るかどうか。もう一つは農業内部の組織です。人民公社が解体して戸別生産になりました。この戸別生産というには、農地を農家戸数で割ると一戸あたりわずか〇・五ヘクタールという、一億八千万の土地に二億戸の農家がある大変な零細経営なのです。ですから最初は農地改革と同じでどんどん生産が伸びたけれども、それが一九八〇年代半ばから頭打ちになって最近では落ちてきている。農業内部の問題としてこれをどうすればいいのか、それは新たな組織化しかない。つまり零細戸別経営の限界にぶつかってきているわけ

です。人民公社型ではない新たな組織とは何なのか、中国でも当然いろいろな研究をして日本型の農協システムを導入しなければならぬ。アメリカにもヨーロッパにも立派な農協がたくさんあるけれど、ああいう専門農協形態というのは中国の現状にマッチしません。日本型の総合農協形態こそが中国の問題を解決してくれるのではないかと非常に熱い関心を持っていて、いろいろなテーマで議論されましたが、殆どの分野の人が必ず農協問題、新しい組織化問題に言及するという状況でした。

日本側の団長は東京農工大の学長の梶井先生で、梶井学長は今度全国農協大会で基調講演をなさるそうですが、こういう中国の、日本の農協に対する強い期待を是非日本に紹介して日本の農協陣営に確信を持ってもらおう。そのように期待されるにふさわしい農協改革を進めてもらう様に申しあげると中国側の人たちにおっしゃっていました。農協改革についても単なる生き残り策ということではなくて、北海道は全国に比べても北海道方式という、いわば別個な原理での改革方策を持っている、私は理解しています。行政的にも農業組織・農民組織の点でも単なる受け身ではなく、大きく今の時代に対応していくための基本条件の構築というものが今急がれる時期であるし、そのことがいろいろな形で少しずつ出来ているという状況ではないかと思えます。こういうことを進めていくうえで(社)北海道地域農業研究所の役割は、そういう課題に照らして見るといういろいろな課題がでてくるのだらうということ最後に申し上げまして、私の話は終わりたいと思います。

どうも、長時間ご静聴ありがとうございました。

△ 会 △ 今日の記念講演は、北海道農業・農村振興条例に端を発しまして日本の農業の根幹に触れる問題を提示頂きました。これから北海道農業をどうしていくのか関係者で大いに議論をしながらやっていかなければいけないと思います。また最後には私たち(社)北海道地域農業

研究所にも叱咤激励があったようで我々も一生懸命やっていきたいと思えます。どうもありがとうございました。

註①黄色の政策…「ウルグアイラウンド協定」の政策諸規定の国内支持の削減」の条項がある。各国の農業政策の内、削減対象となる国内政策を「黄色の政策」「イエローボックス」と呼んでいる。この対象となる代表的な例としては、日本の食糧制度のような政府による直接的な価格支持政策がある。これに対して削減の対象から免除された助成策を「緑の政策」「グリーンボックス」と呼んでいる。その中身としては市場価格に直接影響しない試験研究、普及事業、土地基盤整備事業などがあり、デカップリング政策と称せられる農業直接所得補償政策もこれに含まれる。なぜ国内支持政策の削減が求められるかというと、国内支持政策の多くが農畜産物増産刺激的であり、貿易歪曲の原因となっているからである。

註②デカップリング(直接所得補償方式)…一九八七年五月、パリで開催されたOECD閣僚理事会でアメリカの政府代表が提案した。生産対策と不足払いによる所得補償を切り離し過剰在庫を解決するために提案された。その後EUに於いては、辺境地帯の農家の所得を直接補償する意味に使われている。例えば①価格支持引き下げに伴う農業所得減少分の補償②条件不利地域における農家助成③環境保全型農業への転換助成④生産抑制のための生産調整計画に伴う所得減少補償などが認められウルグアイラウンドの国内支持政策の削減対象から外されている。

註③I C A…国際協同組合同盟。一八九五年に結成された共同組合の国際連帯組織。現在九三カ国六七万五千組合が加入し、その組合員総数は七億五千万人を超えている。日本ではJA全中、全農、日本生協連など一〇〇団体加盟している。

## 北海道農業・農村振興条例の構成

この条例は、「前文」と第一章「総則」、第二章「農業・農村の振興に関する基本施策」、第三章「農業・農村を支える基盤の形成」、第四章「北海道農業・農村振興審議会」の四章三五条で構成されている。

### 【前文】

- ・ 本道農業の位置付け、特色など
- ・ 農業・農村の基本的な役割など
- ・ 農業・農村を取り巻く状況の変化など
- ・ 魅力ある農業・活力ある農村を築くための取り組みなど
- ・ 道民が農業・農村を学ぶことの大切さなど
- ・ 農業・農村を貴重な財産として育み、将来に引き継ぐという基本理念

### 【第一章】総則

#### ◎目的（第一条）

- ・ 農業・農村の振興に関する施策を総合的・計画的に実施することにより、農業の健全な発展及び豊かで住みよい農村の確立に寄与すること

#### ◎道の責務（第二条）

- ・ 総合的、計画的な施策の策定及び実施、市町村に対する助言等の支援

#### ◎市町村の責務（第三条）

- ・ 自然的社会的条件に応じた総合的、計画的な施策の策定及び実施

#### ◎年次報告（第四条）

- ・ 農業・農村の動向等に関する年次報告の議会への提出

### 【第二章】農業・農村の振興に関する基本施策

#### 【第一節】施策の基本方針

#### ◎施策の基本方針（第五条）

- ・ 収益性の高い地域農業の確立

- ・ 多様でゆとりある農業経営の促進

- ・ 農業の担い手の育成・確保・経営能力の向上

- ・ 環境と調和した持続的発展が可能な農業の促進

- ・ 豊かさ・活力のある農村の構築

#### 【第二節】農業・農村振興推進計画

#### ◎農業・農村振興推進計画（第六条）

- ・ 農業・農村の振興に関する基本的事項を定める計画の策定

#### 【第三節】農業・農村の振興に関する施策

#### ◎農産物の安定的な生産の促進（第七条）

- ・ 農産物の安定的な生産、供給の促進

#### ◎生産基盤の整備（第八条）

- ・ 農業生産の基盤の整備など

#### ◎農産物の付加価値の向上等（第九条）

- ・ 流通加工施設の整備、関連産業との連携強化の促進など

#### ◎農業の振興に資する技術の向上（第一〇条）

- ・ 試験研究体制の整備、研究開発の推進など

#### ◎農業経営の体質強化（第一一条）

- ・ 金融制度の充実、組織化、情報利用の高度化の促進など

#### ◎農業経営の多様化（第十二条）

- ・ 経営の複合化、多角化の促進など

#### ◎農地の利用の集積（第十三条）

- ・ 農地の流動化、集団化の促進など

#### ◎担い手の育成及び確保など（第一四条）

- ・ 教育、研修、就農支援の充実など

#### ◎環境と調和した農業の促進等（第一五条）

- ・ 農業による環境への負荷の低減、農業・農村の多面的な機能の増進

○定住環境の整備（第一六条）

・生活環境の整備など

○活力のある農村の構築（第一七条）

・農業者の自発的な活動、都市と農村との交流の促進など

○財政上の処置（第一八条）

・施策を推進するための財政上の処置を講ずること

○農業者等の自主的な努力（第一九条）

・施策を講ずるに当たっては、農業者等の自主的な努力を助長すること

【第三章】農業・農村を支える基盤の形成

【第一節】道民の理解の促進等

○道民の理解の促進等（第二〇条）

・農業・農村に対する道民の理解の促進など

【第二節】北梅道農業・農村ふれあい促進基金

○設置（第二一条）

・道民の理解の促進に必要な事業の財源に当てるための基金の設置

○基金の管理及び処分（第二二条～第二七条）

【第四章】北海道農業・農村振興審議会

○設置（第二八条）

・知事の附属機関として審議会を設置すること

○所掌事項（第二九条）

・審議会は、農業・農村の振興に関する重要事項を調査審議することなど

○組織及び運営（第三〇条～第三五条）

【附則】

・この条例は、交付の日から施行することなど

## 農業基本法 通則

### 第三章 農産物等の価格及び流通

#### （農産物の価格の安定）

第十一条 国は、重要な農産物について、農業の生産条件、交易条件に関する不利を補正する施策の重要な一環として、生産事情、需給事情、物価その他の経済事情を考慮して、その価格の安定を計るため必要

な施策を講ずるものとする。

#### （農産物の流通の合理化等）

第十二条 国は、需要の高度化及び農業経営の近代化を考慮して農産物の流通の合理化及び加工の増進並びに農業資材の生産及び流通の合理化を図るため、農業協同組合又は農業協同組合連合会（以下第十

七条までにおいて、農業協同組合」と総称する。）が行う販売、購買等の事業の発達改善、農産物取引の近代化、農業関連事業の振興、農業協同組合が出資者等となっている農産物等の加工又は農業資材の生産の事業の発達改善等必要な施策を講ずるものとする。

#### （輸入に係わる農産物との関係の調整）

第十三条 国は、農産物（加工農産物を含む。以下同じ。）につき、輸入に係わる農産物に対する競争力を強化するため必要な施策を講ずるほか、農産物の輸入によつてこれと競争関係にある農産物の価格が著しく低落し又は低落するおそれがあり、その結果、その生産に重大な支障を与え又は与えるおそれがある場合において、その農産物につき、第十一条第一項の施策をもつてもその事態を克服することが困難であると認められるとき又は緊急に必要があるときは、関税率の調整、輸入の制限その他必要な施策を講ずるものとする。

▶笑顔の小平夫婦と双子の娘さん



のころから農業は大きらいだったという。地元の進学高校に進んだが、学ぶことの意味を見失い、上京して入学した明治学院大学でもウツウツとした日々が続いた。卒業後、東京でアルバイトをし、盛岡の書店に勤めるうちに、「悔いなく生きられるかどうかが問題で、百姓を選ぶしか道は無い」と決意して故郷へ戻る。

ところが「大根一本も育てたことのない」範男さんにとつて「畑は私の無知と非力を映し出し、私は自己との対峙を否応なくせまられ、農とは正直な仕事なのだと思うようになった」。心の変遷を範男さんは率直に文書に綴った。「生き方、食へ方、かせぎ方、径書房、一九八三年」の中に収録されている。「農に生きる根を掘る―ふるさとリンゴの歌」。三十二歳のときだった。

これを読んで感銘を受け、範男さんに手紙を書いたのが玲子さんだ。今の農業に疑問を持たずに跡取りになったとすればかえってこわい。悩みを突き抜けて農業をやるうとしているところに好感が持

てた」と当時を振り返る。二人の文通が始まった。

玲子さんは江別市のサラリーマン家庭の長女として生まれ、高校卒業後、新聞社の総務部門で働いていた。通勤途中の電車の中で詩集を読むのが目標で、その一つとして出会ったのが宮沢賢治の「春と修羅」だった。

以来、賢治の世界に惹かれ、「農業芸術概論」を読むうちに、「岩手で農業を」の思いが強まった。自分で作って自分で食へる農業が本当にいざると言うことではないのかと思えるんです」という。

一三年つとめた新聞社を辞め、山荘で住み込みのまかないの仕事などをしながら森で考える数年が続いた。

範男さんとの文通で互いの理解を深め合い、賢治の古い書物を嫁入り道具に、水沢に来て一一年になる。結婚式もない静かなスタートだった。

「農業の現場にいられる幸せがある。農業をしていると良く見えるモノがある。リンゴを手渡しながら、人と人のつながり、広がり

# リンゴ園から うまれた本



▲うさみ のぶこさん

北海道新聞 文化部 次長  
宇佐美 暢子

岩手県水沢市の小平林檎園は今、一年で最も忙しい時期を迎えている。一冊四反のリンゴ畑には、「千両」や「津軽」が実り、「富士」が収穫される二三月まであわただしい日々が続く。働き手は小平範男さん（四五歳）、玲子さん（四三歳）夫妻と、範男さんの両親、三歳になった双子の娘達の歓声が畑に響いている。

このリンゴ園から昨秋、一冊の本が発刊された。宇佐見英治著「明るさの神秘」。宮沢賢治について宇佐見さんがこれまで書いた論文やエッセーに強く惹かれた小平夫妻がまとめた。

夫妻と宇佐見さんの出会いは九年前になる。絵の好きな範男さんが出かけた東京のタートル展で偶然二人は居合わせた。宇佐見さんは水沢を四年前訪れ、夫妻の案内で賢治ゆかりの地を回り、霧が流れ光が溢れる高原で賢治について語り合った。

「記念に」と夫妻が用意したのは三冊の手作りの本であった。宇佐見さんの賢治に関する論文を古い本からコピーし、和紙の表紙を

つけ和綴じした。表紙の文字は宇佐見さんがその場で墨書、以来、三人がそれぞれ所持する大切な記念の一冊になった。それが今回の本の基礎となった。

人間は太陽の光とは違った別の光がなくては一日も生きてゆけない存在である（悲光より）という宇佐見さんの言葉は夫妻にとつて、農業という自らの進む方向を確認する意味で大きな存在だったという。

正規の流通ルートを通らないこの本を、夫婦はふだん農協などを通さずリンゴを販売しているのと同じように、一冊づつ手渡して行った。

賢治について「明るさの神秘」のあとがきで宇佐見さんはこう述べている。「賢治によつて敗戦直後の絶望から救われ、また、ヘッセと片山（敏彦）先生をとおし、ほんとうのおのれ自身を見出し、先のことを教えられた」。そして小平夫妻について「賢治の精神をもつともよく生きていた人だと思つた」。範男さんはリンゴ農家の三代目の一人っ子として生まれた。子供



◀おばあちゃん  
おじいちゃん  
と一緒に



▶夫婦でリンゴの収穫

もおもしろく思っている」と楽しそうに言う。

「農業芸術概論」は、「ずいぶん忙しく仕事もつらい」農民達と共に、もつと明るく生き生きと生活の道を見つけたい」と考えた賢治が著した。

宇佐見さんの言う「太陽の光とはちがう別の光」は人間をほんとうにいきる方向に導くであろうと、玲子さんは思ったという。

範男さんも「明るさの神秘」のしおりで、「農業に未来があるかどうかは、この場で述べることではありません。けれども遠くを見ていなければ農業をやり続けることが困難なことは事実です。遠くを見ること―そのための視界が開かれたのは、私の場合、宇佐見先生

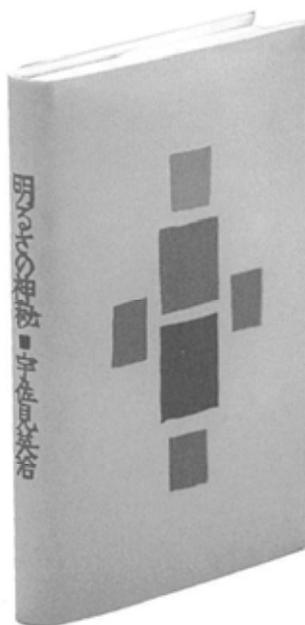
の『雲と天人』との出会いによってでありました」と書いています。

農家が農業として自立していくのが難しいのが今の日本の現状だ。小平林檎園が、除草剤は使わず農薬を出来るだけ減らして育てたり、NGを、農協を通さずすべて個人販売で直接手渡す方法を選択したのは、そうした日本の農業の問題に、ささやかだが抵抗しているからだ。

小平さんの両親が働くそばで子供達が駆け回る。

岩手県水沢市「小平林檎園」

昨年11冊出版した「明るさの神秘」の一冊



▲明るさの神秘  
宇佐見 英治 著

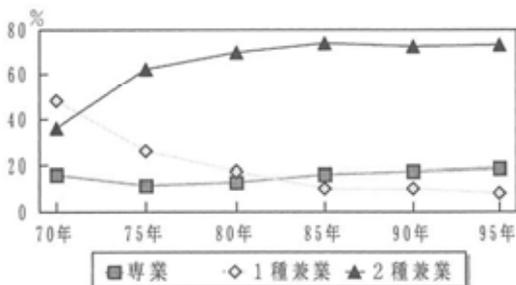


いるように、本町の農業構造は、年々脆弱化の様相を強めてきているのである。

### ◇千代田町農林建公社の設立と事業のあり方

基幹産業である農業の脆弱化を懸念した町は、農林地を保全し、農家が安心して農業を推進できるような支援組織の設立を検討する。

図1 千代田町における専業別農家割合の推移



その根底には、「将来必ず世界的規模の食料危機がおとされる。その時町の農地が崩壊してはもう遅い」という公社の現役員らの切実な思いが反映されていた。こうした経緯から、千代田町農林建公社は、町内農林地の保全管理（作業受託）を主目的に、一九九二年、町、千代田町農協、山梨森林組合、個人（現公社役員）の出資からなる第三セクターとして設立された。資本金は一、〇〇〇万円で、うち町が五〇％、農協が一五％、森林組合が二〇％、個人が五％それぞれ出資している。企業形態は有限会社となつている。この形態が選択された理由は、後に記す収益事業に取り組みやすくなるためである。公社設立当初、町の農地問題調整機関である「農用地利用調整センター」では、図2に示した四段階に及ぶ放出農地の受託に力かかわる優先順位を取り決めた。図2にみるように、委託対象農地は、①まず「当該農家が所属する営農集団」での受託を検討する。②そこで受託されなければ、農協支所を経由し「近隣の営

図2 千代田町における農作業受委託システム



注：本図は、千代田町農林建公社提供資料、ヒアリング調査、酒井富夫「村と農業経営—日本農業の企業的展開とムラ」などを参考に、簡略化して作成した。

農集団や余力のある個別農家」に打診する。③それでも受託されなければ、農協、農用地利用調整運営協議会を経て「町内の個別農家」（主に中核農家）に打診する。④町内どの農家も無理ないのであれば、最終的に「公社」が引き受ける。つまり、この四段階の取り決めにより、受託農地をめぐる競合は回避されたものの、公社には誰も受け手のない採算制の乏

しい劣悪な圃場が必然的に集中するというシステムが形成されたのである。劣悪圃場ばかり受託しては、公社の経営基盤が危うくなる。公社が経営危機に陥れば、地域内の農林地保全管理主体の喪失につながりかねない。そこで、公社設立にあたっては、経営形態を営利法人である有限会社にする事で際限なく収益事業に取り組みことを



可能とし、そこで発生した利益を農林作業受託部門の赤字補填に活用する方針をとったのである。現在、公社では、建設、公園管理、ごみ処理場管理、下水道設計、役場公用車運転、農協育苗センター運営、JRバス乗車・定期券委託販売など、実に多種多様な収益事業を展開している。これら事業の特徴は、「委託先が実施するには手に余るが、公社が実施すれば収益の見込めるもので、なおかつ他の事業体と競合せずに請け負うことが可能なもの」であり、公社は、この条件に合致する事業を積極的に引き受け、経営の健全化につとめている。

### ◇千代田町農林建公社の事業実績

公社の収支は、設立後二年間は赤字であったが、収益事業の展開が功を奏し、一九九四年度以降黒字で推移している。ちなみに一九九五年度の収支は、収入八、八五九万円、支出八、一五二万円で、六〇八万円の黒字であった。収入

の内訳は、農業受託三、一六〇万円、林業受託三二六万円、施設管理関連四、四六五万円、建設関連七三八万円、その他一七〇万円となっている。つまり、農林作業受託収入は三、四八六万円と三九%を占めるに過ぎず、残り六一%の収入は施設管理などの収益事業で構成されているのである。事業別の収支は、人件費（六、三五五万円）が一括計上されているため一切不明であるが、収入の構成から予測すると、農林作業受託事業の



▶公社事務所

費用は、収益事業の収入がなければ補充できない状況にあると考えられる。

一九九五年度の農林作業受託実績は、水稲一貫作業（委託料は一〇a当たり九万五千円）が二ha、部分作業が延べ一四ha、林業下刈が二ha、除伐・間伐・枝打が一haであった。これら作業は、四名の役員（平均年齢四八・五歳）と三名の職員（平均年齢一九・三歳）の計七名のオペレータでこなされる。この七名のオペレータは、全員農家の子弟で、農作業に慣れていることもあり、技術レベルも相当高い。ちなみに、一九九五年に公社が対応した水田の水稲単収は、劣悪圃場が多くを占めるにもかかわらず五六四kgで、町の平均単収（四八二kg）を上回った。

受託実績は、年々増加傾向にあり、今後も増加する可能性が高い。たとえば、水稲一貫作業についてみると、初年度（一九九二年）七ha、一九九三年度一三ha、一九九四年度二〇ha、一九九五年度二二haと年々実績が増えている。九四年から九五にかけてはオペレー

夕不足で実績が伸びなかつたが、今後オペレータを充足することで増大する需要に対応する予定である。それに伴い、人件費をはじめ費用も増大せざるをえないが、その補填は先にみた収益事業の拡大で対応する計画である。



▲代かき



▲育苗センター作業  
(3月中旬より5月末)

### ◇千代田町農林建公社の 特徴とその意義

本誌二四号における本連載でも記したように、千代田町のような中山間地域では、担い手脆弱化による地域資源の崩壊、それに伴う国土保全、食料安保の危機が懸念されている。ところが、わが国では、国家レベルにおけるこうした危機への対応が十分でないため、それゆえに地域レベルで農家を支援し、地域資源を維持しようという千代田町のような事例が出現してゐるのである。

なお、条件不利な中山間地域に



▲コンバインによる刈取作業

おける農家支援は、事例にみるように収益性に乏しいものであり、独立採算制のあり方をめぐり様々な対応がとられることになる。本誌二四号で紹介した横田町農業公社(島根県)は、公的支援によってこれを解決してきた。他方、今



▲林業関係作業(枝打ち)



▲町施設・公園等(植栽)

◎紹介した千代田町農林建公社は、経営内に収益事業を確立し、そのでの利益を農林作業受託部門の赤字に充当することで対応している。自治体財政が厳しさを増す中、こうした経営のあり方は、まことに示唆に富むものといえよう。

注・本稿は、尙千代田町農林建公社 林務部長・中増武夫氏からのヒアリング調査を参考として作成した。なお、(尙千代田町農林建公社の実態については、本稿の他、酒井富夫「村と農業経営―日本農業の企業の展開と―」、中安定子・小倉尚子・酒井富夫・淡路和則「先進国家族経営の発展戦略」、農山漁村文化協会一九九四年、柏雅之「担い手代行型経営体によるインキュベート方式の諸形態と存立条件」、「中山間地域の振興と支援方策―農地の管理・保全とその主体」と農政調査委員会一九九六年、同、「中山間地域の地域性と再編課題」、『農業経営研究』(三三三巻四号)日本農業経営学会一九九六年、などもあわせて参照されたい。

レポーター  
専任研究員 井上 誠司

# 北海道農業・農村振興条例と これからの北海道農業

北海道農政部 農政課

課長 麻田 信二

## 一、はじめに

北海道の農業は府県に比べ広がりのある農地で専業的農家を主体に営まれ、経営規模の拡大や専門化も進んできた。農地や担い手の状況をみると、北海道はわが国の中では農業発展の多くの可能性を持った地域であると思う。

しかし、カット農業合意がなされWTO体制が発足し、今後ともあらゆる分野においてポータレシ化が進む中で、北海道農業が生き残れるのだろうかという思いは農業者に共通した将来不安として広がっている。農産物が国際的な価格競争になる時、その土俵で北海道の農産物が戦えるのか。これまで進めてきた経営規模の拡大などによる生産性の向上によつて、輸入農産物に対抗できる価格で生産できるよくなるのかと考える

と、これまでの延長線だけの取り組みのままでは、じり貧になることは確力である。新しい視点から農業の振興を考えなければならぬ時代に入ったのである。

こうした北海道の基幹産業である農業をなんとかしなければという状況の中で、平成七年の統一地方選挙で堀候補（現知事）の選挙公約に「農業者支援条例」が盛り込まれ、農業関係者に大きな関心を呼び起こした。その後の二年間にわたる道庁農政部を中心とした検討と道議会における活発な論議を経て、本年四月に、北海道農業・農村振興条例として制定された。この種の条例としては都道府県では初めてのものになったのである。

## 二、条例制定の意義等

農業基本法の制定に携わった小倉武一さんが「農業と経済」（九七年八月号）での梶井さんとの対談

の中で、「出来たあと一、二年で駄目になってしまった」と述べている。北海道の今回の条例も制定し



麻田 信二（あさだ しんじ）さん

昭和22年	北海道網走市に生まれる
昭和45年	北海道大学農学部農芸化学科卒業
昭和59年	北海道庁 農務部農業対策室主査
平成2年	// 農政部農業改良課長補佐
平成3年	// 農政部農政課長補佐
平成5年	// // 農業企画室参事
平成7年	// // 酪農畜産課長
平成9年	// // 農政課長

た効果を発揮させるには、目まぐるしく変化する時代に的確に対応し、いかに新しい視点を取り入れた北海道農政が展開されるかとい

## （一） 条例の特色

この条例の目的は「農業・農村の振興に関する施策の基本となる事項を定め、農業・農村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、農業の健全な発展及び豊かで住みよい農村の確立に寄与する」（第一条）とあり、農業の重要性を単に宣言したものでなく、施策をどう実施していくかを示すものとなっているのが、条例の一つの特色である。

また、この条例のもう一つの大きな特色として「農業・農村を支える基盤の形成」を掲げていることである。「北海道農業・農村ふれあい促進基金」を設け、道民の幅広い農業・農村に対するコンセンサスを得るための事業を安定的・計画的に実施できるようにしてい

うことであると思う。この条例の効果を発揮していくためにもその特色や意義についてあらためて考えてみたい。

る。

このように、条例では、施策の内容を具体的に明らかにする必要があるので、農業・農村の振興に関する基本的施策として、農業・農村を支える基盤の形成と①収益性の高い地域農業の確立、②多様でゆとりのある農業経営の促進、③農業の担い手の育成及び確保並びに経営能力の向上、④環境と調和した持続的発展が可能な農業の促進、⑤豊かさや活力のある農村の構築の六つの柱を掲げ、五年程度の推進計画を策定することになっている。このことよって、生産者をはじめ市町村、農業団体などに判りやすいものになっているのである。

## （二） 条例制定の意義

条例が農業者の将来不安を少し

でも解消できるのであれば、それ

だけで意義は十分であると考へているが、私はこの条例制定にはほかに二つ大きな意義を感じている。

一つは道民総意で農業・農村を発展させようという意思が示されたことである。北海道においては、石炭、造船、鉄鋼、北洋漁業などが衰退していることから、道庁をはじめ多くの市町村が、企業誘致と付加価値の高い産業構造への転換に一所懸命であるが、その成果はなかなか見えてこない状況にある。国際化が進む中で北海道の経済が発展していくためには、北海道が持っている資源をいかに上手に使うか、その特色をいかに引き出すかである。条例前文に「北海道の農業・農村を貴重な財産として育み、将来に引き継いでいく」とあり、施策の中に「ふれあい促進基金」を安定財源とした農業に対する道民「コンセンサスづくりがしつかりと位置づけられている。この条例が北海道議会の全会一致で成立したが、道民の総意で農業・農村を守り育てていく」という姿勢が示されたことは特筆すべきものである。

もう一つは北海道が都道府県の中でこの種の条例を初めて制定したことである。北海道は本格的な開拓が開始されて百三十年になるが、歴史が浅いこともあって、民間の力が弱く中央依存体質の強い地域である。これまでの北海道であれば、現在農業基本法に代わる新しい基本法の検討が行われているのであるから、国の検討を待つてからということになり、他県でも取り組んでいないものは様子を見てからとなつたと思う。それだけに都道府県ではじめてという今回の条例制定は意義深いものがある。

このことは、北海道全体の危機感が土台にあつて実現したものであると考えることができるが、この条例制定は北海道が国際社会の中でそれなりの地位を確保するために必要な自立意識が北海道に芽生え、北海道経済の基盤である農業に対し道民の支援が集まり、北海道の新しい時代を切り拓く一歩になるかも知れないと考えると、条例制定の意義は大きいのである。

### 三 北海道農業の問題点

この種のもは、得てして農業に対する保護や補助を単に増長する結果になつてしまふ危険性が常にある。この条例に則して北海道の農業・農村を発展させていくためには、これまでの農政を振り返りつつ北海道農業の弱点をしつかり

り見つめ直すとともに、農業者や関係者の取り組みを基本に、国や道が支援していく体制を確立していくという視点に立つて、これからの北海道農業を考へていかなければならないと思う。

#### (一) 見方によっては脆弱な

#### 専業・単作農業

北海道農業はかつてたび重なる冷害に見回されたが、酪農や肉用牛の振興により安定化してきた。その一方で、有畜複合経営が減少し作目が単純化される中で規模の拡大が一貫して進められてきた。そのことにより、労働過重問題が生じ、畑作では連作障害や地力の減耗によりその持続性が懸念される事態になつている。特に、家族経営の大規模化は高価な農業機械の導入を必要とし、機械利用の不

効率性は、収益性の低下をもたらしている。私の親しい稲作地帯の農業青年は、ガット農業合意を機に町からの補助で農業機械を仲間で購入したが、最近の会合の話題では、機械費償還の負担が大きく、これなら補助を受けて機械を導入するのではなかつたという話が出ているという。

また、北海道の農村は兼業の機会が少なくことから、規模拡大を進める農政は、農業者に規模を拡大して農業を続けるか離農するか

の選択を課すことになる。それでは、農家の離村により、商店などもなり立たなくなり、農村人口は

どんどん減少する。価格での国際競争力を考えた場合、規模拡大路線には終点がないことから、農村の過疎化に歯止めが効かなく町は消滅してしまうことになる。

規模拡大が進んできた北海道農

## (二) 消費者にあまり耳を向けていない農業

北海道の農業粗生産額は約一兆一千億円であるが、平年ペースでみると、米が二割、畑作が二割強、生乳が二割強となっており、これらで約七割である。米は自主流通米への取り組みが遅く政府に依存する割合が高い。小麦、てんぷん原料用ばれいしょ、ピート、大豆、生乳も価格支持がなければ成り立たない。このほか肉用牛もホルスタインの雄牛が主体であるから助成制度がなければ成り立たない。それだけ政府に依存する割合が高く、系統による取扱いも大きい。

業は基本法農政に沿ったものであったのではあるが、農産物の輸入自由化時代を迎え、大規模専業の単作農業は実は脆弱な農業の側面も持っているのである。

平不満が残る結果となる。

また、北海道農業は大消費地に目が向いていることである。集出荷施設で選別し大消費地に持つていくというのが北海道農業の標準的なパターンとなっており、このことを農政も強力に推進してきた。地元をすっかり忘れてしまったことにより、例えば、北海道米の道内食率は三パーセント台まで低下し、野菜や牛乳、肉にしても、大規模小売店チェーンの系列に市場からのお下がりや、農業が主体の町や村にも流通している。町や村に生活する人たちは地元の農業とすっかり切り離されてしまっていることである。農村のスーパーに、海外からの安い農産物が並んでいることに何等抵抗感がなくなっている。地元の商店を維持するため

にも、また観光地である北海道の飲食店の魅力を増すためにも、産地消費にもっと目が向かなければ

## (三) 創意工夫が少ない農業

北海道の販売農家戸数は、昭和六〇年には約一〇万戸、現在は約七万戸、新規就農者が年間五〇〇人程度であるから一〇年後には五万戸を切るかもしれない。農業従事者も六〇年には約二五万人であったが、現在一六万人、一〇年後には一〇万人を下回るかもしれないという危機的な状況にある。農家の子弟が農業を継がなく、農家外からの参入も垣根が高く、せいぜい年間数十戸である。若者にとって農業に魅力がないということなのであるが、それでは魅力がある農業とはどういうものなのだろうかと考えさせられてしまう。

九月の北海道新聞の投書欄に「三才の稲作地帯の農業者が規模拡大を図り、経営の安定を目指すことを目標に農地を買い農機具も更新してきたが、ここ数年で考えが変わった。投資は自分の首を締めるだけだから、自分の持つてい

ならない。大消費地への目も向いている北海道農業は、輸入農産物に対抗する力は弱いのである。

る財産を有効に活用し農業所得を伸ばして行くべきで、苦しいとか

農家戸数と就業構造

区 分	60年	2年	7年	8年
農家戸数(戸)	109,315	95,437	80,987	79,310
うち販売農家(%)	100.123	86.704	73.588	71.960
販売農家に占める専業農家率(%)	46.2	42.5	45.5	47.9
耕地面積(千ha)	1,185	1,209	1,201	1,199
1戸当たりの耕地面積(ha)	10.8	12.7	14.8	15.1
農家人口(人)	472,180	404,870	333,659	-
うち販売農家人口(人)	-	376,565	311,711	297,670
農業就業人口(人)	246,996	215,992	179,607	-
うち販売農家人口(人)	-	208,965	173,534	164,690
うち65歳以上の占める割合(%)	18.4	20.8	25.2	26.9

資料：農林水産省「農業センサス」「農業構造動態調査」「耕地面積調査」

大変だと手腕を組んでいないで、個性を発揮し知恵を絞り行動を起こすことだ」というようなことを述べていた。

これまでの農政は、基盤整備事業、農業補助金、普及事業などを通じて、あまりにも上からの指示が強すぎたのではなからうか。例えば農業技術一つみても、新しい品種、新しい農薬や農機具など農業技術というものが画一的なものとなり、流通販売面でも生産者の

## 四 これからの北海道農業

北海道農業の弱点を克服し魅力のある農業づくりへの道筋が見えてこなければ、北海道の発展は難しい状況にある。そのためには、この条例を制定した北海道のエネルギーを忘れることなく、道民が直接間接に農業・農村に力かかわりを持ち、農業・農村の発展が北海道の発展を促し、道民が本当の豊かさを実感できる社会を築くことが重要である。道民の農業・農村に対するコンセンサスの形

かかわりが少ない。本来地域の条件に合った合理的な農業は、そこで農業を営む人たちの経験や創意工夫から作られるものであり、そこに農業の面白さや魅力があるのではなからうか。このことは有機農業を実践している農業者の生き生きとした姿をみると、農業の魅力は何なのかが理解できるような気がするのには私だけではないと思うのである。

成に向けた取組みを通じて、北海道や農業者のなかに、中央依存から解放され、自立自助、独立自尊の精神が育つて欲しいのである。

このことが、農業・農村を支える基盤となるものであり、この上 に立つて、条例に掲げられた農業・農村の振興に関する基本的施策である①収益性の高い地域農業の確立、②多様でゆとりのある農業経営の促進、③農業の担い手の育成及び確保並びに経営能力の向上、④環境と調和した持続的発展が可

能な農業の促進、⑤豊かさや活力のある農村の構築という五つの柱に沿って施策を進めていかなければならないのであるが、私なりに

### (一) 収益性の高い地域農業の確立

地域の持つている資源、個々の農業者が持っている財産を最大限に利用することであり、規模の拡大や新たな投資を行う前に内部充実を図ることである。個々の農業者が単一作目での経営規模の拡大

維持と肥料や農薬などの生産資材の低減に努めるなど、内部の充実による収入の増加と支出の抑制を図り収益性の向上を実現していくことである。

にのみ目を向けるのではなく、地域ぐるみで新たな収益性の高い作物の導入や家畜ふん尿など有機物資源を効果的に活用した生産力の

また、生産から加工・販売、消費者に届くまでの間に、できるだけ生産者が力かかわりを持ち、生産物の高付加価値化を図ることである。

### (二) 多様でゆとりある

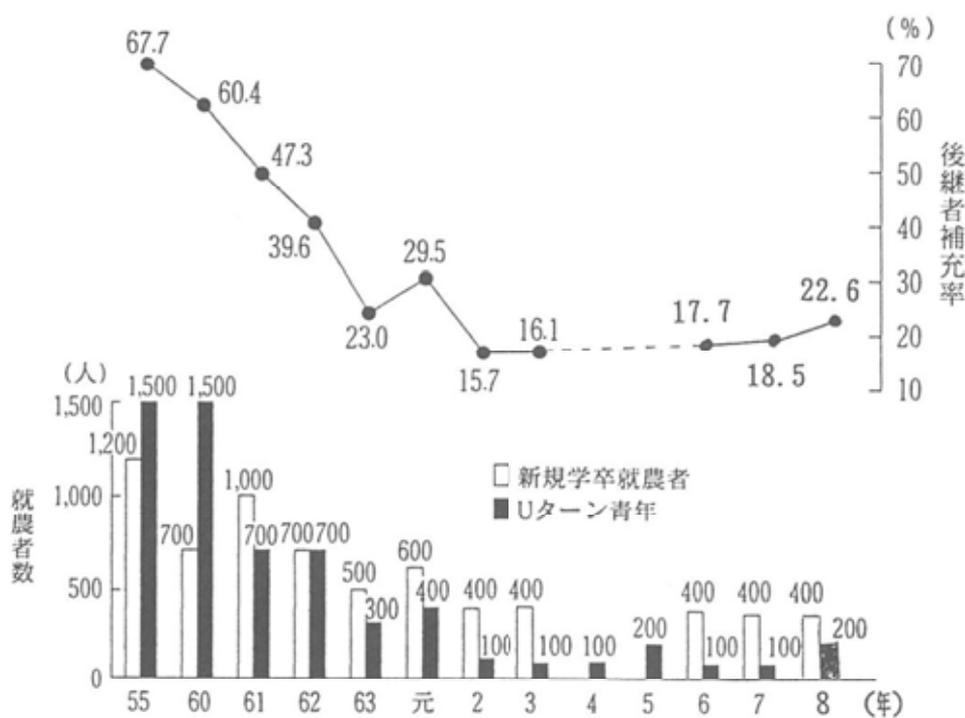
#### 農業経営の促進

家族経営においては、現在の労働力や経営規模、資金力などを総合的に判断し、画一的ではない百者百様の農業経営をめざす必要がある。生活優先にこころを「生活」と「生産活動」を分離し、合理的な経営管理と休日の確保を図ることが重要である。農業経営者

はあれもしようこれもしようと考えがちであるから、百の計画で七十カ八し力できないことが多い。はじめから余力を残し七十カ八十で計画した方が間違いなく経営にゆとりが確保されるはずである。また、女性は農業労働の過半を占めているのであるからその労働



図11 農業後継者の就労数と後継者補充率の推移



資料：農林水産省「農業就業動向調査」、「農業動態調査」、「農業構造動態調査」及び「農林漁業現地情報（特定情報）収集結果」

注：1) 3年新規学卒就農者は「農業動態調査」及び「農林漁業現地情報（特定情報）収集結果」による推計値

2) 4～5年の新規学卒就農者は未発表（農水省）

3) 6年新規学卒就業者及びUターン青年就業者数は、道農政部調べ

4) Uターン青年は、他産業からの転職就農者「農業が主」のうち34才以下の男女（5年については、34才以下の男）

5) 後継者補充率は、道農政部試算（世代交替を30年一代として試算）

を適正に評価するとともに、経営参加を実現することに留意し、後継者も含めた家族全員がそれぞれの生き方に応じたゆとりの持った生活を築きむことができる経営をめざす必要がある。

一方これからは法人経営を育成していくことも重要である。法人経営は、そこに働く人たちの得意分野を生かすことができることに、休日の設定や雇用保険など家

族経営では得られない労働環境を整えることができるほか、農業を志す若い人達の受け入れ窓口ともなるからである。

もつとも収入の多さが必ずしも立派な経営ではないのであるから、「入るを計って出るを制す」に従い、農業者がそれぞれの個性にあつた多種多様な経営をめざすことが大切である。

### (三) 農業の担い手の育成と確保

新規就農者を確保するためには、魅力のある労働環境を作ることが重要である。労働時間に見合った一定水準の所得が得られることや休日の取得・作業の安全性の確保はもちろんであるが、個々人の自己実現がなければその農業には魅力がない。それぞれの農業者が何年かかけていろいろな人達の協力を得ながら少しずつ夢が形になっていくことは、楽しいはずだ。家族農業には創意工夫が生かされ、

楽しさや喜びが感じられなければならぬのである。それをお仕着せがましく、やれ規模を拡大すれば、コストは下げれなどと指図してはいけない。農政は一步下がって個々の農業者の取り組みを見守りながら支援していく姿勢が大切なのではなからうか。小を積んで大を為すというが、農業とはそういうものであることを関係者は今一度自覚する必要があると思う。

### (四) 環境と調和した農業の促進

環境の維持と食の安全の問題は

今後益々重要性を増してくるもの

と思われ、世界の潮流も加工品も含め有機農産物へ向かつている。北海道はグリーン農業の推進を図っているが、地域の有機物資源を活用し、土づくりに一層の力を注ぎながら農業や化学肥料をできる

### (五) 豊かさや活力のある農村の構築

だけ減らすという努力を生産者は行わなければならないし、それに向けて、農業試験場や農業改良普及センターでの思い切った支援が必要である。

農村の高齢化への対応とともに、農村人口を維持するためには、農村における雇用の拡大を図る必要がある。産直、ファームレストラン、ファームイン、コントラクター、ヘルパーなど、農業者が自らの経営の合理化を進める中で、これらへの取り組みの拡大を図る必要がある。同時に、農家が農業のほか収入を得る兼業ではなく、

逆兼業農家とでもいおうか、非農家が農業から収入を得る取り組みもこれからの農村には必要であり、そのことにより小さな農村でもタフシーや便利屋、サービス業が農業を兼業とすることに成り立つならば、高齢者のみでなく農村に住む人たちの生活の利便はかなり改善されるはずである。

## 五 おわりに

北海道農業の健全な発展と豊かで住みよい農村づくりに向けて条例の理念なり趣旨が十分に生かされる必要があるが、中でも道民が農業にできるだけ多くかわり、農業の持つ教育力や農村空間の人的豊かさを実感できるよ

うにすることが重要に思う。そのことを通じて、中央に強く依存してきた北海道に自主自立の精神が高まり、農業・農村を舞台に「共生」をキーワードとした新たな行動が生まれてくるならばと期待しているところである。

## 参考

### 北海道農業・農村振興条例

平成九年四月三日  
北海道条例第十号

#### 目次

##### 前文

##### 第一章 総則(第一条―第四条)

##### 第二章 農業・農村の振興に関する基本的施策

##### 第一節 施策の基本方針(第五条)

##### 第二節 農業・農村振興推進計画(第六条)

##### 第三節 農業・農村の振興に関する施策等(第七条―第十九条)

##### 第三章 農業・農村を支える基盤の形成

##### 第一節 道民の理解の促進等(第二十―二十二条)

##### 第二節 北海道農業・農村ふれあい促進基金(第二十一条―第二十七条)

##### 第四章 北海道農業・農村振興審議会(第二十八条―第三十五条)

##### 附則

北海道の農業は、恵まれた自然と豊かな大地の下で、先人たちのためみない努力の積重ねを礎に、北海道の経済を支える重要な産業として発展を遂げ、今日、生産性の高い大規模で専業的な農業経営が展開されている。

私たちは、北海道の農業が道民のみならず広く国民に食料を安定的に供給するなどの役割を担っており、農業・農村の振興が地域の経済社会の健全な発展に寄与していることを改めて認識する。

しかしながら、近時、農産物の輸入自由化や食料消費構造の変化をはじめ、世界的な人口増加、環境問題など農業・農村を取り巻く状況が大きく変動する中で、農業経営の安定や農村の活性化をこれまで以上に図ること、さらには食料自給の在り方を見直すことも求められている。

このような状況に直面している農業を魅力のあるものとし活力のある農村を築き上げるには、創意工夫に富んだ担い手を育成し農地を適切に保全しつつ、生産経費の低減を図りながら安全かつ良質な食料の供給に努めていかなければならない。また、環境と調和した農業を推進するとともに、国土の保全、良好な景観の形成といった農業・農村が有する多面的な機能を増進することが重要である。

加えて、農業・農村の振興を進めていくためには、新しい時代を切り拓くという農業者自らの意欲はもとより、次代を担う子供たちと私たち共々ともに、農業・農村について積極的に学ぶことが大切である。

このような考え方に立つて、北海道の農業・農村を貴重な財産として育み、将来に引き継いでいくため、この条例を制定する。

##### 第一章 総則

##### (目的)

第一条 この条例は、農業・農村の振興に関する施策の基本となる事項を定め、農業・農村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、農業の健全な発展及び豊かで住みよい農村の確立に寄与することを目的とする。

##### (道の責務)

第二条 道は、農業・農村の振興に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

##### 2

道は、農業・農村の振興を図る上で市町村が果たす役割の重要性にかんがみ、市町村が次条に規定する施策を策定し、及び実施しようとする場合には、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(市町村の責務)

第二条 市町村は、当該市町村の自然的社会的条件に応じた農業・農村の振興に關する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(年次報告)

第四条 知事は、毎年、議会に、農業・農村の動向及び農業・農村の振興に關して講じた施策に關する報告を提出しなければならない。

第二章 農業・農村の振興に關する基本的施策

第一節 施策の基本方針

第五条 道は、次に掲げる基本方針に基つき、農業・農村の振興に關する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- 一 収益性の高い地域農業の確立を図ること。
- 二 多様でゆとりのある農業経営を促進すること。
- 三 農業の担い手の育成及び確保並びに経営能力の向上を図ること。
- 四 環境と調和した持続的発展が可能な農業を促進すること。
- 五 豊かさ・活力のある農村の構築を図ること。

第二節 農業・農村振興推進計画

第六条 知事は、農業・農村の振興に關する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画(以下「振興推進計画」という。)を策定しなければならない。

2 振興推進計画は、農業・農村の振興に關する施策の基本的事項について定めるものとする。

3 知事は、振興推進計画を策定するに当たっては、あらかじめ、道民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、振興推進計画を策定するに当たっては、あらかじめ、北海道農業・農村振興審議会の意見を聴かなければならない。

5 知事は、振興推進計画を策定したときは、遅滞なく、その要旨を公

表しなければならない。

6 前三項の規定は、振興推進計画の変更について準用する。

第三節 農業・農村の振興に關する施策等

(農産物の安定的な生産の促進)

第七条 道は、需要の動向に応じた農産物の安定的な生産の促進のために必要な措置を講ずるものとする。

(生産基盤の整備)

第八条 道は、農業の生産性の向上を図るため、生産基盤の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(農産物の付加価値の向上等)

第九条 道は、農産物の付加価値の向上及び販路の拡大を図るため、流通加工施設の整備、産地銘柄等の確立及び食料品製造業その他の農業に關連する産業との連携強化の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(農業の振興に資する技術の向上)

第十条 道は、農業の振興に資する技術の向上を図るため、試験研究の体制の整備、研究開発の推進及びその成果の普及その他の必要な措置を講ずるものとする。

(農業経営の体質強化)

第十一条 道は、農業経営の体質強化を図るため、金融制度の充実、組織化及び情報利用の高度化の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(農業経営の多様化)

第十二条 道は、農業経営の多様化を図るため、農業者の創意工夫を生かした経営の複合化及び多角化の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(農地の利用の集積)

第十三条 道は、農地の利用の集積を図るため、農地の流動化及び集団化の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(担い手の育成及び確保等)

第十四条 道は、農業の担い手の育成及び確保並びに経営能力の向上を図るため、教育、研修及び就農支援の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

(環境と調和した農業の促進等)

第十五条 道は、農業による環境への負荷の低減及び国土の保全、良好な景観の形成その他の農業・農村が有する多面的な機能の増進のために必要な措置を講ずるものとする。

(定住環境の整備)

第十六条 道は、農村における定住環境の整備を図るため、生活環境の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(活力のある農村の構築)

第十七条 道は、活力のある農村の構築に資するため、農業者の自発的な活動及び都市と農村との交流の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第十八条 道は、農業・農村の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(農業者等の自主的な努力)

第十九条 道は、農業・農村の振興に関する施策を講ずるに当たっては、農業者又は農業・農村に関係する団体の自主的な努力を助長することを旨とするものとする。

第三章 農業・農村を支える基盤の形成

第一節 道民の理解の促進等

第二十条 道は、農業・農村に対する道民の理解の促進のために必要な措置を講ずるものとする。

2

道は、農業・農村に対する道民の理解の促進に資するため、情報の提供、学習の機会の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

第二節 北海道農業・農村ふれあい促進基金

(設置)

第二十一条 農業・農村に対する道民の理解の促進のために必要な事業に要する経費(以下「事業費」という。)の財源に充てるため、北海道農業・農村ふれあい促進基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立額)

第二十二条 基金に積み立てる額は、予算において定める額とする。

(基金の使用)

第二十三条 基金は、事業費に充てるため、その全部又は一部を使用する( )とができる。

2

前項の規定により基金を使用する場合は、その金額を一般会計の歳入に繰り出し、その歳出として支出するものとする。

(現金の管理)

第二十四条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第二十五条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して、事業費に充て、又は基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第二十六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方  
法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(知事への委任)

第二十七条 この節に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、  
知事が定める。

第四章 北海道農業・農村振興審議会

(設置)

第二十八条 北海道における農業・農村の振興を図るため、知事の附属機関

として、北海道農業・農村振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第二十九条 審議会は、この条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、知事の諮問に応じ、農業・農村の振興に関する重要事項を調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、知事に意見を具申することができる。

（組織）

第三十条 審議会は、委員二十五人以内で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

（委員及び特別委員）

第三十一条 委員及び特別委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

(一) 学識経験を有する者

(二) 農業・農村に係る団体の役員

(三) 関係行政機関の職員

2 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

（会長及び副会長）

第三十二条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第三十三条 審議会の会議は、会長が召集する。

2 審議会は、委員の二分の一以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可決同数のときは、会長の決するところによる。

（部会）

第三十四条 審議会に、必要に応じ、部会を置くことができる。

（規則への委任）

第三十五条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関する必要な事項は、規則で定める。

附則

一 この条例は、平成九年 月 日から施行する。

二 北海道農業振興審議会条例（昭和五十五年北海道条例第三号）は、廃止する。



▲白老町の黒毛和牛


 ときの話

# 遺伝子組み換え作物・食品と

## 世界食料戦略

室蘭工業大学教授・北大名誉教授

山田 定 市

### 遺伝子組み換え作物・食品のねらい

いま、日々の食卓に遺伝子組み換え食品が登場しているが、その大部分が食品の原料として用いられ、しかも一切の表示がないので、国民の間にはまだ強い切迫感はない。しかし、事態は急速に進みつつあり、これは、将来、食品市場に多大な変化をもたらし、新たな食糧戦略として世界を席巻する恐れさえある重大事である。

遺伝子組み換え作物というのは、異種生物間の遺伝子操作技術によ

って作られた作物のことをいい、この作物を原料とする食品が遺伝子組み換え食品である。

これは以前からあるバイオテクノロジー（ノロジー（生物学））の一つであって、それほど警戒する必要もないのではないかと、という楽観的見方もあるが、それは正しくない。

従来のバイオテクノロジーは、せいぜい生物の細胞を操作する技術であって、遺伝子を組み換えて異なる生物の種にわたる操作までには至っていないかった。その意味では従来のバイオテクノロジーとは技術の段階を異にするもので、その影響力も格段に大きい。

ちなみに、現在行われている遺伝子組み換えは、その大半が、除草剤耐性と殺虫性の強化を目的として作物に遺伝子を組み込むもので、その開発と実用化の中心になっているのはいずれも農薬メーカーである。

この遺伝子組み換え作物の栽培によって労力を省き収量をあげて「コストを軽減できる」というのが「うたい文句」となっている。

現在のところ、その開発の中心になつてるのはモンサント社をはじめとするアメリカの大手農薬メーカーで、認可された作物は除草剤耐性についてはナタネ、ダイズ、

殺虫性についてはトウモロコシ、ジャガイモが中心となっている。また、その生産量は、ダイズについては現在すでに一割強に達しており、二、三年後には三分の一に達するといわれており、他の作物についてもほぼ同様の見通しが出されている。

また、アメリカでは三年前から「日もちのよいトマト」がでまわっている。

さまざまな目的をもった遺伝子組み換えもふくめて遺伝子組み換え作物の種類も急速に増大することが予想される。

こうした中で、日本でも昨年、

厚生省がダイズ、ナタネ、ジャガイモ、トウモロコシについて、四品種四品目の遺伝子組み換え作物の輸入を認可しており、今後、その拡大が予定されている。

このような状況をふまえて、遺伝子組み換え作物・食品のもたらしす事態について三点にわたって述べてみたい。

### 遺伝子組み換え

#### 食品の安全性

まず、安全性については、OECDの中でアメリカ主導のもとで「実質的同等」という考え方が出されているが、これは遺伝子組み換え作物が従来からの類似の作物と比較して実質的に同等であるか否かを、味、色、形、構成成分などについて評価する、という方法でこれまでのところ例外なく「同等」とみなされ、「科学的根拠のある危険性」は見当たらないとされている。

しかし、「危険性が見当たらない」ということと、「安全である」ということは全く別であり、まだ確認

されていない予測を越えた危険性が否定されたわけではない。むしろ、遺伝子組み換えの影響は食品を摂取した体内で長期にわたって発生することも有りうる。

安全性が十分に確認されないままに、急速にしかも大量に出回っていること自体が異常な事態というべきであろう。

### 新しい世界戦略として

遺伝子組み換え作物の開発が主としてアメリカの大手農業メーカーであることが端的に示すように、これは開発技術の特許の独占、種子と除草剤・農薬をセットとした販売市場の拡大、遺伝子組み換え作物を原料として指定した食品加工、などの手法が、遺伝子組み換え作物・食品の低コストと相俟って、世界食糧支配の新たな戦略に位置づいていることは疑いない。

アメリカの攻勢にたいしてヨーロッパ諸国が抵抗して、遺伝子組み換え作物・食品に否定的なもの、安全性とともにこのような戦略を読みとっているからにはほかならない。

こうした事態に無批判・無抵抗であれば、農産物の輸入がさらに加速されることは避けられない。ジャガイモをはじめとして北海道の農業への打撃がさらに大きくなることにもなりかねない。

### 懸念される環境破壊

もうひとつ、遺伝子組み換え作物が自然系の生態系を破壊する危険性にも注目しなければならぬ。予測される事態としては、遺伝子組み換え作物が雑草化してはびこり生態系を破壊すること、導入遺伝子自体が自然生態系や作物体系さらには微生物体系に入り込んで影響を与え、ひいては動物、人間にも影響を与えることなどである。こうした事態が発生しないという保証がないばかりか、全く予測できないさまざまな事態が待ち受けているかも知れないのである。

遺伝子組み換え作物を将来の世界食糧危機打開の「切り札」と見る向きもあるが、それを「実」とした大企業戦略の手段とされているのが現状であり、何よりも大切なのは安全性の確認であろう。

われわれは、すでに自ら生み出した技術と生産力によって地球環境問題という難題に直面しているが、遺伝子組み換えの技術は生物界の「核物質」ともいえる新たな課題である。

### 国民的監視の必要性

何といつても遺伝子組み換え作物・食品についてはまだ国民に十分に知れ渡っていない。事態の進行がそれに先行しているというのが実情である。

したがって、学習と安全性の研究が何よりも大切であり、そのための情報公開が当該企業や公的機関に求められよう。

安全性の確認されていないものは生産・販売されないのが望ましいが、メーカーへの表示の要求は最低の条件である。

また、この問題は前述のように新たな食糧戦略、輸入拡大戦略でもあるから、とくに農家、農協をはじめとする農業関係者が強い関心を持ち対応すべきであると同時に、政府・関係機関による適切な対策が必要である。

# 掲示板

## 研究会・研修会等への

### 報告者・講師の派遣

(平成9年7～10月)

- 釧路市農業研修会
  - 主催 釧路市・JA釧路市
  - とき 平成9年7月28日
  - テーマ 「釧路市農業の現状と課題―都市化の流れのなかで―」
  - 講演者 七戸 長生(当研究所・所長)
- アジア農業教育システムシンポジウム
  - 主催 アジア生産性機構(API)
  - 国際農林業協力協会(AICAF)
  - とき 平成9年7月31日
  - テーマ 「日本における農業の変貌と農業教育の多面的役割―高度成長期以降の動向―」
  - 講演者 七戸 長生(当研究所・所長)
- 農業振興計画推進研修会
  - 主催 訓子府印農業振興連絡協議会
  - とき 平成9年9月5日
  - テーマ 「農業振興計画推進方策に係わる助言」
  - 助言者 坂下 明彦(北大農学部・助教)
  - 幸 健一郎(当研究所・研究参与)
- 台湾国立大学講演
  - 主催 台湾国立中興大学農學院
  - とき 平成9年9月19日
  - テーマ 「WTO下の日本農業」
  - 講演者 七戸 長生(当研究所・所長)
- 市立名寄短期大学第22回シンポジウム基調報告
  - 主催 市立名寄短期大学「北海道地域研究所」
  - とき 平成9年10月4日
  - テーマ 「地域づくり・人づくり―農業の力を考える―」
  - 講演者 七戸 長生(当研究所・所長)
- 都市・農村交流シンポジウム
  - 主催 石狩市
  - とき 平成9年7月6日
  - テーマ 「流通と産直―地場産品をいかに地場消費するか―」
  - パネラー 長尾 正克(道立中央農試験・経営部長)
  - 寺本 千名夫(専修大学北海道短大・助教)
  - コーディネーター 佐伯 憲司(当研究所・研究部長)
- 平成九年度中央アジア「農産物市場経済コース」研修
  - 主催 国際協力事業団(JICA)
  - A)北海道農政支援助
  - とき 平成9年8月29日
- 農産物生産性向上調査研究ワークショップ検討会
  - 主催 馬鈴しよでん粉高度化利用調査研究会(産業フラスター研究会)
  - とき 平成9年9月4日
  - テーマ 「馬鈴しよおよび馬鈴しよでん粉の基礎知識」
  - 話題提供者 富田 義昭(当研究所・常務理事)
- 第四回日韓農業経済シンポジウム
  - 主催 日韓農業経済研究者研究会
  - 交流集会
  - とき 平成9年10月8日
  - テーマ 「地域農業振興計画の策定課程と実践」
  - 報告者 井上 誠司(当研究所・専任研究員)
- 平成九年度 東欧特設「農産物

市場経済コース」研修

主催 国際協力事業団(JICA)

A) 帯広市が支援

とき 平成9年10月13日

テーマ 「野菜の生産と市場動向」

講演者 富田 義昭(当研究所・

常務理事)

○平成九年度 農業改善事業全国

連絡会議現地研究会講演

主催 農業改善事業全国連絡会

議

とき 平成9年10月22日

テーマ 「地域農業・これからの

めざす姿」

講演者 七戸 長生(当研究所・

所長)

○消費生活リーダー研修講座

主催 北海道消費者協会(くら

しの教室)

とき 平成9年10月30日

テーマ 「有機農産物の現状と課

題」

講演者 酒井 徹(当研究所・専

任研究員)

DATA FILE

関連事項 / DATA

- 北海道大学農学部  
〒060 札幌市北区北9条西9丁目  
☎011(716)2111
- 北海道新聞社  
〒060-91 札幌市中央区大通西3丁目6  
☎011(210)5600
- 室蘭工業大学  
〒050 室蘭市水元町27番1号  
☎0143(47)3133
- 北海道庁 農政部農政課  
〒060 札幌市中央区北3条西6丁目  
☎011(231)4111
- 千代田町役場  
〒731-15 広島県山県郡千代田町  
大字有田504  
☎0826(72)2111

編集後記

大雪で初雪を観測したというニュースを聞いたとたんに朝タガ、めつきり寒くなってきました。二十七号が皆さんのお手元に配布される頃には平地でも降雪の便りが聞かれることでしょう。

消費の伸び悩みが景気全体の足を引っ張っており、その原因は消費税のアップにあるのではとか、大型減税を止めたためだとか原因究明に学者と称する人々がいろいろ意見を述べているが、どうも景気の減速沈滞が我々が感じて以上以上に深刻な状況らしい。せっかくな回復してきた雇用不安にまで至らないことをつづしの利かない高年齢労働者は祈るのみ。

先日長年ドイツに住む友人と雑談を

したが、休暇で訪ねる森の概念が日本と違うという話になった。アルプスの麓を除くとほとんどこがフラットなヨーロッパの森は奥の方まで下草が刈られ、誰かによつて管理されていることが判る、日本の自然そのままの森もいけれど、虫も多いしキャンプはちょっとの意見だった。

確かにヨーロッパには我々素人が見ても木を切り払えば立派な農地になりそうな森が各所に散在している。森を意識的に残しそこを管理していることが国民のコンセンサスを獲得しているのである。

今、論議されている食料・農業・農村基本問題調査会の主要な論点の一つになつている中山間地域へのテカップリング問題を考えるとき、やはり先進地にはそれなりの受け入れ土壌があるものだと、一人納得させられたが、北

海道ではどうなるものか。

収穫の秋、テレビでまさかりカボチャの種の保存と品種改良に取り組んでいる農家が特集されていた。ホクホクとしたやつを食べたくて近所の八百屋やスーパーを覗いてみたが無い。やつと通勤の途中店頭で並ぶつやつやのやつを発見。早速炊いてみたが見事なはずれ、未熟でべとべとのカボチャはどんな利用方法があるのか。



▲富良野市野菜集出荷風景

## お詫び

「地域と農業」第二十七号の二二二―二五頁に掲載しましたエッセイ「リンゴ園から生まれた本」は構成ミスが多数あったため、あらためて全文を修正再掲載いたします。

執筆者宇佐美暢子様、文中に登場した小平ご夫妻を始め購読者の皆様に心からお詫び申し上げます。

# リンゴ園から うまれた本

北海道新聞文化部

次長 宇佐美暢子

岩手県水沢市の小平林橋園は今、一年で最も忙しい時期を迎えている。一町四反のリンゴ畑には「千秋」や「津軽」が実り、「富士」が収穫される十一月まであわただし日々が続く。働き手は小平範男さん(四五歳)、玲子さん(四二歳)夫妻と、範男さんの両親、三歳になった双子の娘達の歓声が畑に響いている。

このリンゴ園から昨秋、一冊の本が発刊された。宇佐見英治著「明るさの神秘」。宮沢賢治について宇佐見さんがこれまで書いた論文やエッセーに強くひかれた小平夫妻がまとめた。

夫妻と宇佐見さんの出会いは九年前になる。絵の好きな範男さんが出かけた東京のタゴール展で偶然二人は居合わせた。四年後、宇

佐見さんは水沢を訪れ、夫妻の案内で賢治ゆかりの地を回り、霧が流れ光があふれる高原で賢治について語り合った。

「記念に」と夫妻が用意したのは二冊の手作りの本であった。宇佐見さんの賢治に関する論考を古い本からコピーし、和紙の表紙をつけ和とした。表紙の文字は宇佐見さんがその場で墨書、以来、三人がそれぞれ所持する大切な記念の一冊になった。それが今回の本の基礎となった。

人間は太陽の光とは違った別のひかりがなくては一日も生きてゆけない存在である。「悲光」より」という宇佐見さんの言葉は夫妻にとって、農業という自らの進む方向を確認する意味で大きな存在だったという。

正規の流通ルートを通らないこの本を、夫婦はひだん農協などを通さずリンゴを販売しているのと同じように、一冊ずつ手渡して行った。

賢治について「明るさの神秘」のあとがきで宇佐見さんはこう述べている。「賢治によって敗戦直後

の不遜な絶望から救われ、また、ヘッセと片山(敏彦)先生をとおし、ほんとうのおのれ自身を見出し、生きることを教えられた」。そして小平夫妻について「賢治の精神をもっともよく生きている人だ」と思う。

範男さんはリンゴ農家の三代目の一人っ子として生まれた。子供のところから農業は大きらいだったという。地元の進学高校に進んだが、学ぶことの意味を見失い、上京して入学した明治学院大学でもウツウツとした日々が続いた。卒業後、東京でアルバイトをし、盛岡の書店に勤めるうちに「怖いなく生きられるかどうか問題で、百姓を選ぶしか道はない」と決意して故郷へ戻る。

ところが「大根一本も育てたことのない」範男さんにとつて「畑は私の無知と非力を映し出し、私は自己との対峙を否応なくせまられ、農とは正直な仕事なのだと思うようになった」。心の変遷を範男さんは率直に文章に綴った。「生き方、食い方、かせぎ方」(徑書房、一九八三年)の中に収録されてい

る。「農に生きる根を掘る―ふるさとリンゴの歌」。三十一歳のときだった。

これを読んで感銘を受け、範男さんに手紙を書いたのが玲子さんだ。「今の農業に疑問を持たずに諦め取りになったとすればかえってこわい。悩みを突き抜けて農業をやるうとしているところに好感が持てた」と当時を振り返る。二人の文通が始まった。

玲子さんは江別市のサラリーマン家庭の長女として生まれ、高校卒業後、新聞社の総務部門で働いていた。通勤途中の電車の中で詩集を読むのが日課で、その一つとして出合ったのが宮沢賢治の「春と修羅」だった。

以来、賢治の世界に惹かれ、「農民芸術概論」を読むうちに、「岩手で農業を」の思いが強まった。自分で作って自分で食べる農業が本当に生きると言うことではないのかと思えるんです」という。

十三年勤めた新聞社を辞め、山荘で住み込みのまかないの仕事などをしながら、手探りで考える数年が続いた。

範男さんとの文通で互いの理解を深め合い、賢治の古い書物を嫁入り道具に、北海道から水沢に来て十一年になる。結婚式もない静かなスタートだった。

「農業の現場にいられる幸せがある。農業をしているとよく見えるモノがある。リンゴを手渡しながら、人と人のつながり、広がりもおもしろく思っている」と楽しそうに言う。

「農民芸術概論」は、「すいぶん忙がしく仕事もつらい」農民たちとともに、「もっと明るく生き生きと生活する道を見付けたい」と考えた賢治が著した。

宇佐見さんのいう「太陽の光とはちがう別のひかり」は人間をほんとうに生きる方向に導くであろうと、玲子さんは思ったという。

範男さんも「明るさの神秘」のしおりで「農業に未来があるかどうかは、この場で述べることはありません。けれども遠くを見ていなければ農業をやり続けることが困難なことは事実です。遠くを見ること―そのための視界が開かれたのは、私の場合、宇佐見先生

の「雲と天人」との出会いによってでありました」と書いている。

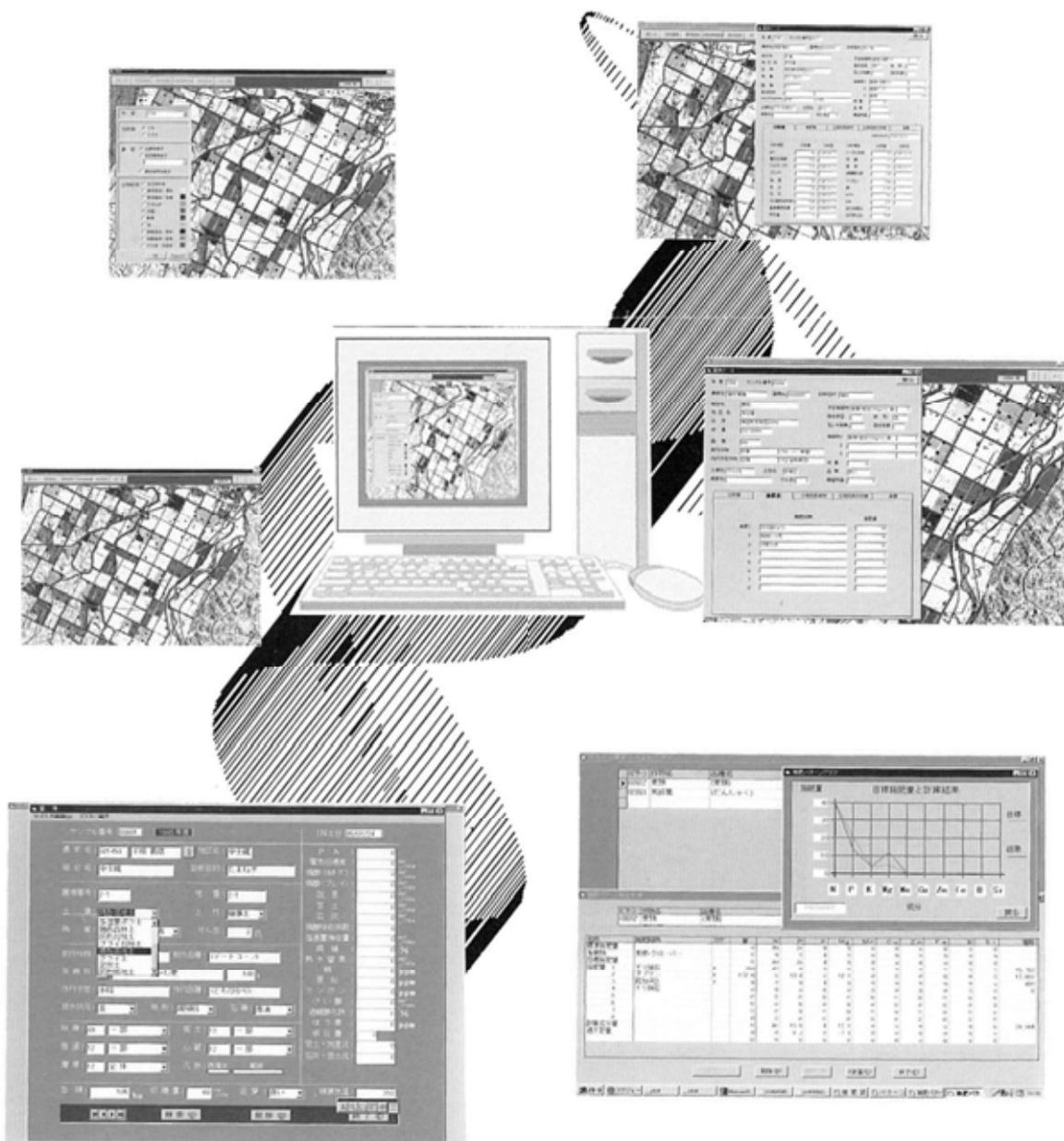
農家が農業として自立していくのが難しいのが今の日本の現状だ。小平林橋園が、除草剤は使わず農業を出来るだけ減らして育てたりリンゴを、農協を通さずすべて個人販売で直接手渡す方法を選択したのは、そうした日本の農業の問題に、ささやかだが抵抗しているからだ。

夫妻が出版した「明るさの神秘」は千冊を完売し、宇佐見さんはその賢治論で、花巻市の第七回宮沢賢治賞を受賞した。九月にはあらためてみず書房から出版された。

# 地図とデータベースカドッキング

## 圃場情報管理システム

圃場のデータ管理はこれで完璧!!



株情報システムコンサルタント

札幌市白石区南郷通19丁目北1-31 豊川ビル3F

☎(011)865-8272 FAX(011)865-6596

# 最近食べた いちばんおいしいものって 何ですか。



旅先で出会った郷土料理を思い浮かべる人。今日の朝ごはん、と即答する人。あるいは、家庭菜園の手づくり野菜だったり。いちばんのおいしさは人それぞれですが、ホクレンにもおいしさへのこだわりがあります。どんなに時代が変わっても、クリーンな自然環境とこの豊かな大地に根ざし、安全で安心なおいしさをお届けすること。いちばんのおいしさのために今日も一生懸命。北海道のホクレンです。

 **ホクレン**